



連合2026春季生活闘争について

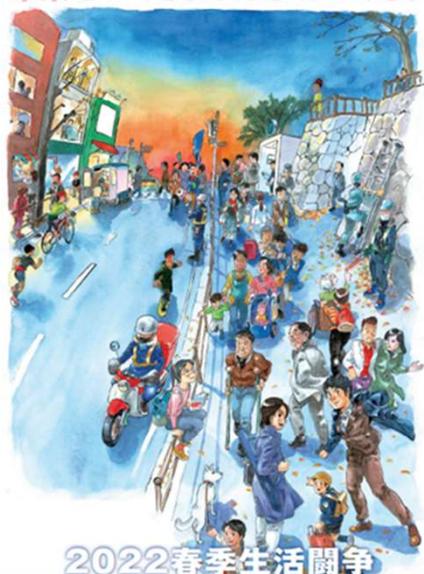
!!! **こだわろう! 暮らしの向上**
ひろげよう! 仲間の輪

連合 総合政策推進局 労働条件・中小地域対策局
酒井 伸広

1. 「未来づくり春闘」の現在地と課題①

○2026春季生活闘争は「未来づくり春闘」を掲げ5回目の取り組み。
「未来づくり」とは、経済成長や企業業績の後追いではなく、産業・企業、
経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」を起点として、ステージを
変え、経済の好循環を力強く回していくことをめざすもの。

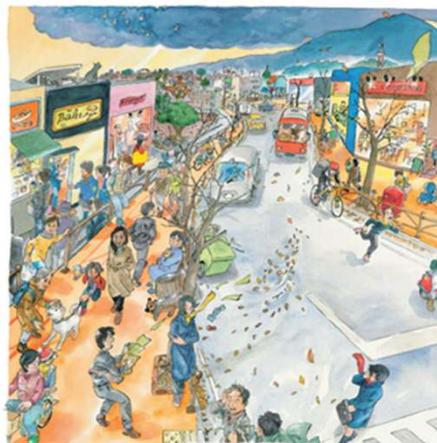
未来をつくる。みんなでつくる。



2022春季生活闘争

連合 <http://www.jtuc-rengo.or.jp>

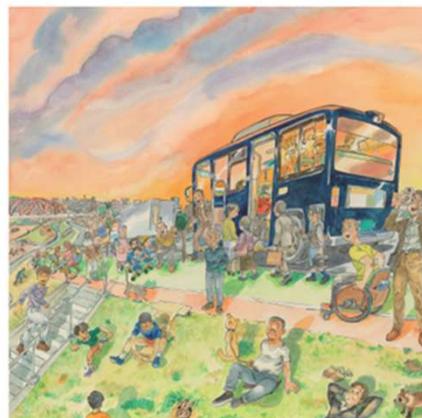
2023春季生活闘争



くらしをまもり、
未来をつくる。

連合 <http://www.jtuc-rengo.or.jp>

2024春季生活闘争



みんなで賃上げ。
ステージを変えよう!

連合 <http://www.jtuc-rengo.or.jp>

2025春季生活闘争



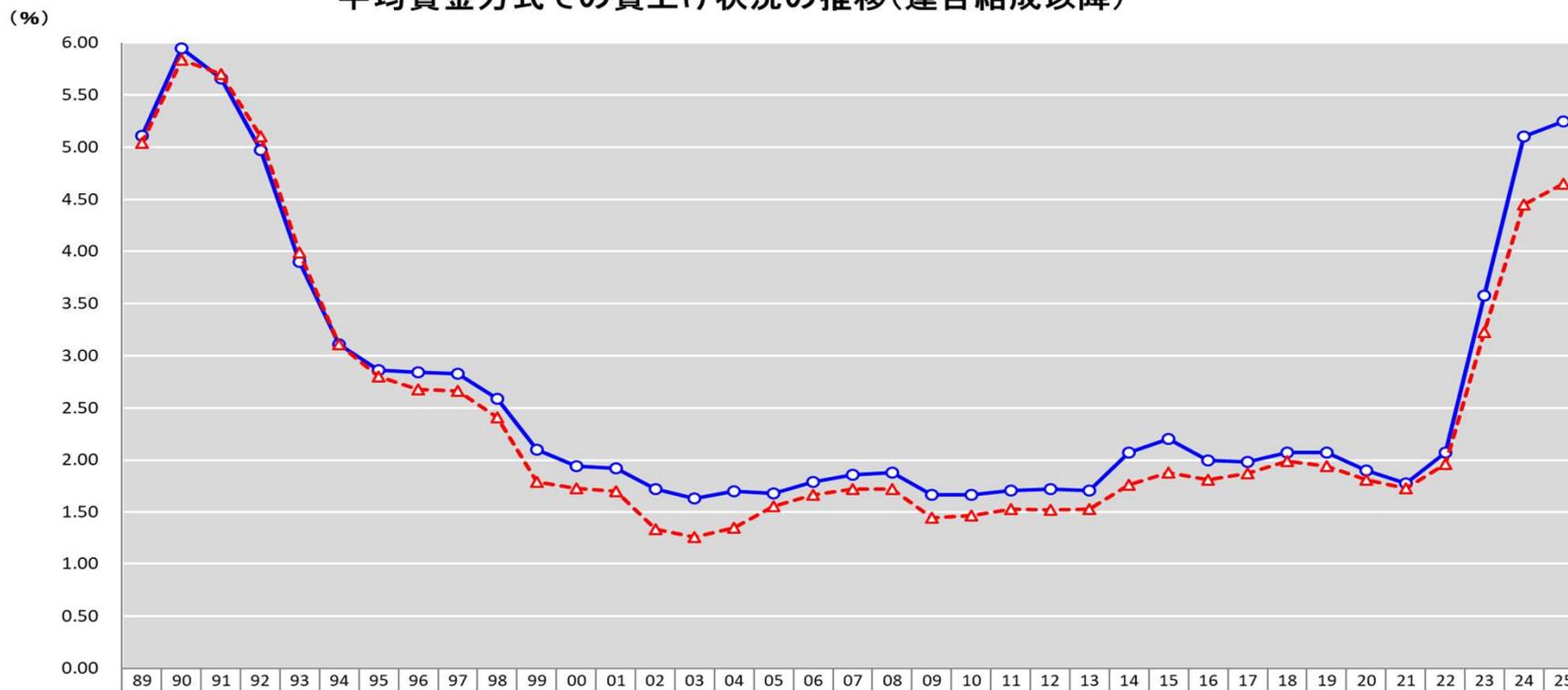
みんなで作ろう!
賃上げがあたりまえの社会

連合 <http://www.jtuc-rengo.or.jp>

1. 「未来づくり春闘」の現在地と課題②

○2022は「人への投資」の“種まき”、2023は“転換点”、2024は“ステージ
転換”に向けた一歩。2025は“定着”をはかる二歩目。
○3つの課題 ①実質賃金の低下、②賃上げの格差、③労働組合のない企
業への波及、など

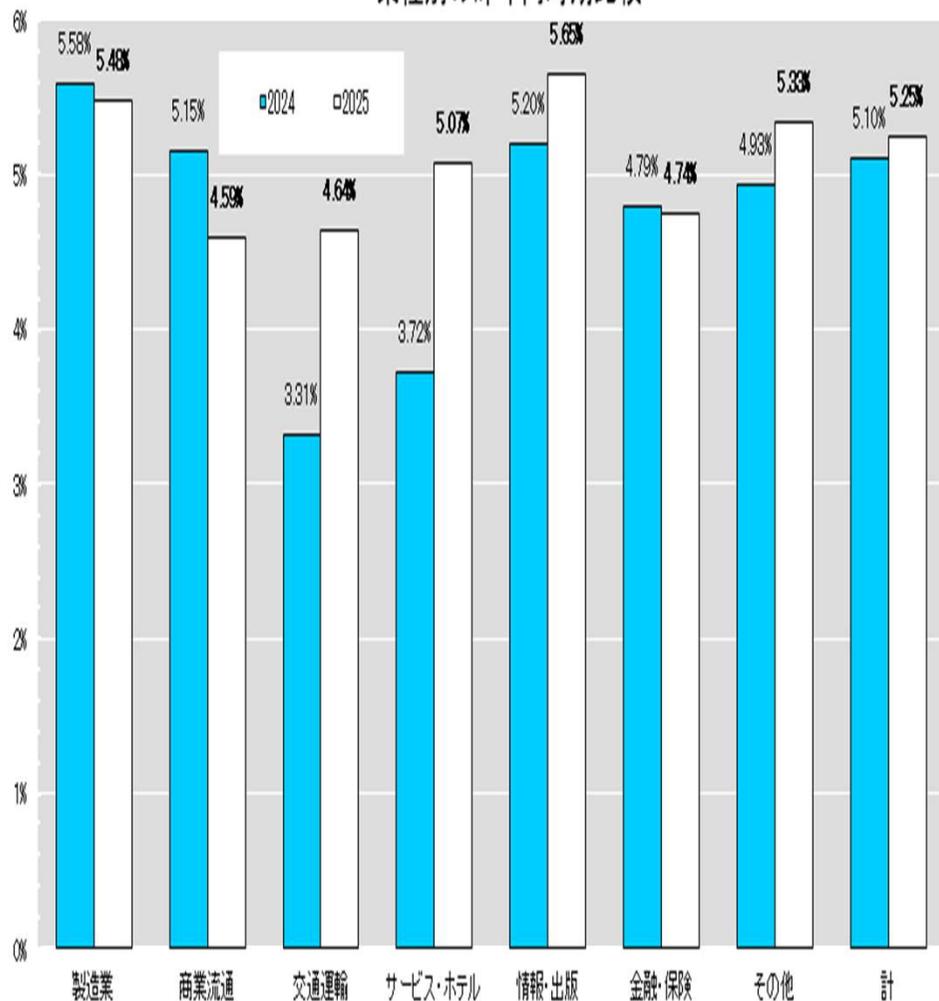
平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



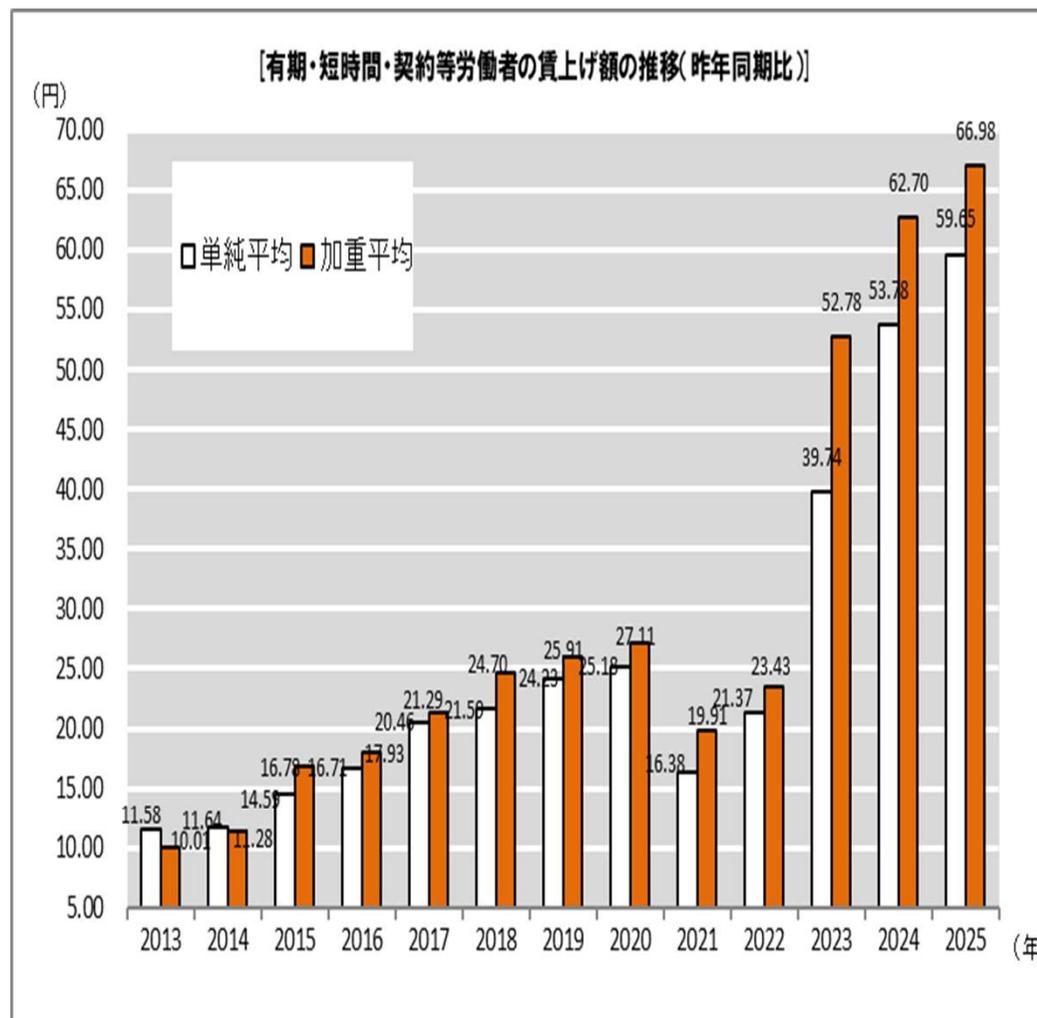
(注) 1989～2025年のデータはすべて6月末時点の最終集計結果

1. 「未来づくり春闘」の現在地と課題③

業種別の昨年同時期比較



【有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額の推移(昨年同期比)】



※各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率(最終集計)

2. 2026春季生活闘争の意義と役割 3つの基本スタンス

1. 日本の実質賃金を1%上昇軌道に乗せ、
これからの“賃上げノルム”にしよう
2. 「働くことを軸とする安心社会」に向け、格差是正と分配構造の
転換に取り組もう
3. 「みんなの春闘」で労働組合に集う仲間を増やし、集团的労使
関係を広げよう

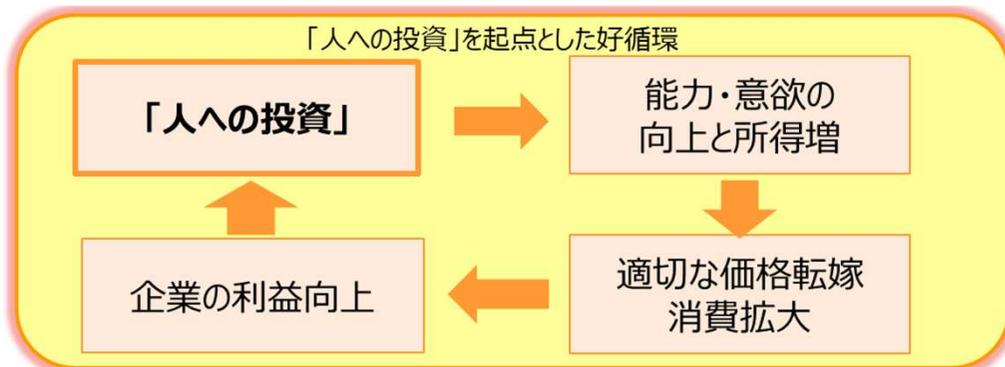


2. 基本スタンス① 日本全体の実質賃金を1%上昇軌道に乗せる

1. 日本の実質賃金を1%上昇軌道に乗せ、これからの“賃上げノルム”にしよう

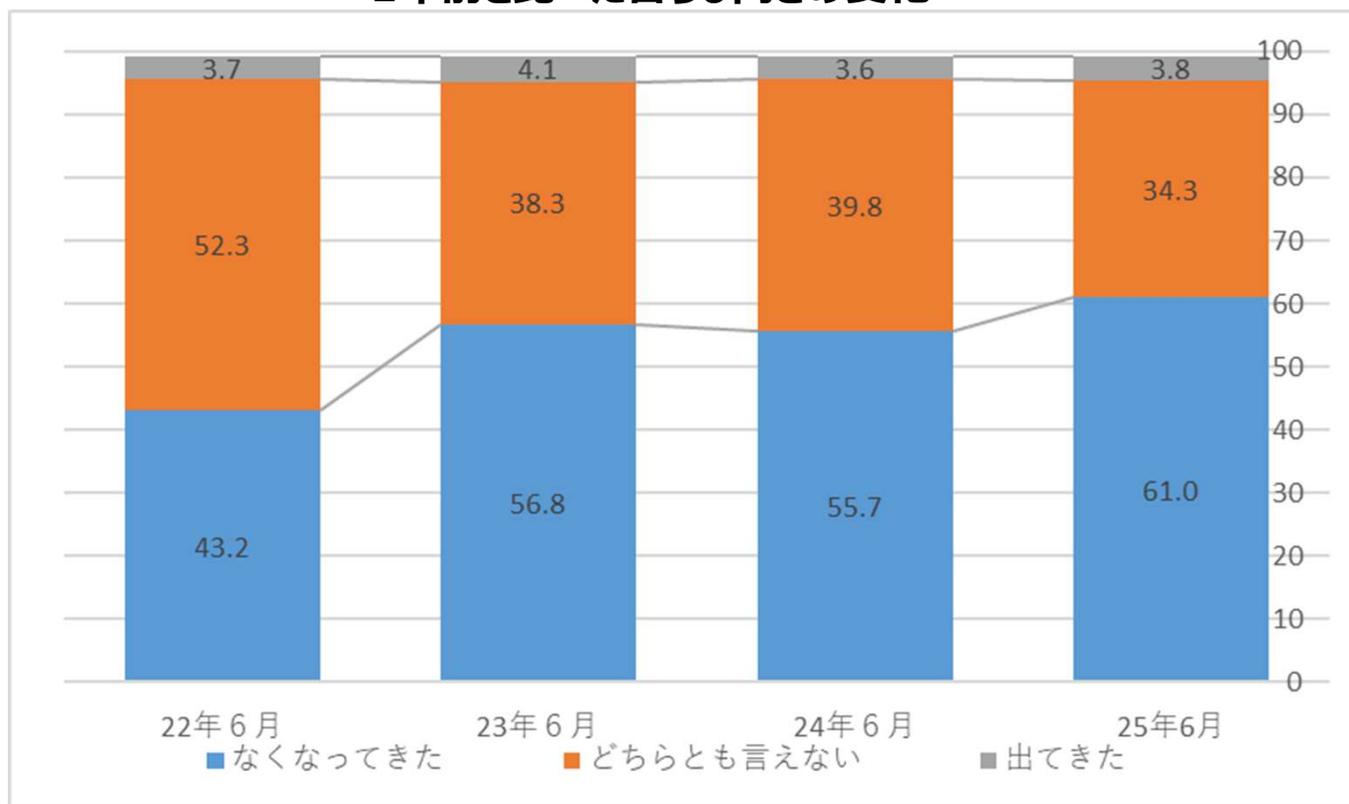
【ポイントは】

- ①「人への投資」を起点として日本経済を好循環の軌道に乗せる。労使は5%以上の賃上げを継続し、政府は物価高対策などにより物価を安定させることことで、2026年度の日本経済の姿として、実質経済成長率1%、物価2%、日本全体の実質賃金1%上昇の実現をめざす。
- ②この3年間で「物価も賃金も上がらないだろう」という将来見通しは崩れ、新たな見通しに変わっていく移行期にある。いまの高すぎる物価見通しと低すぎる賃上げ見通しを安定させることも重要。



2. 基本スタンス① 暮らしの実感

1年前と比べた暮らし向きの変化



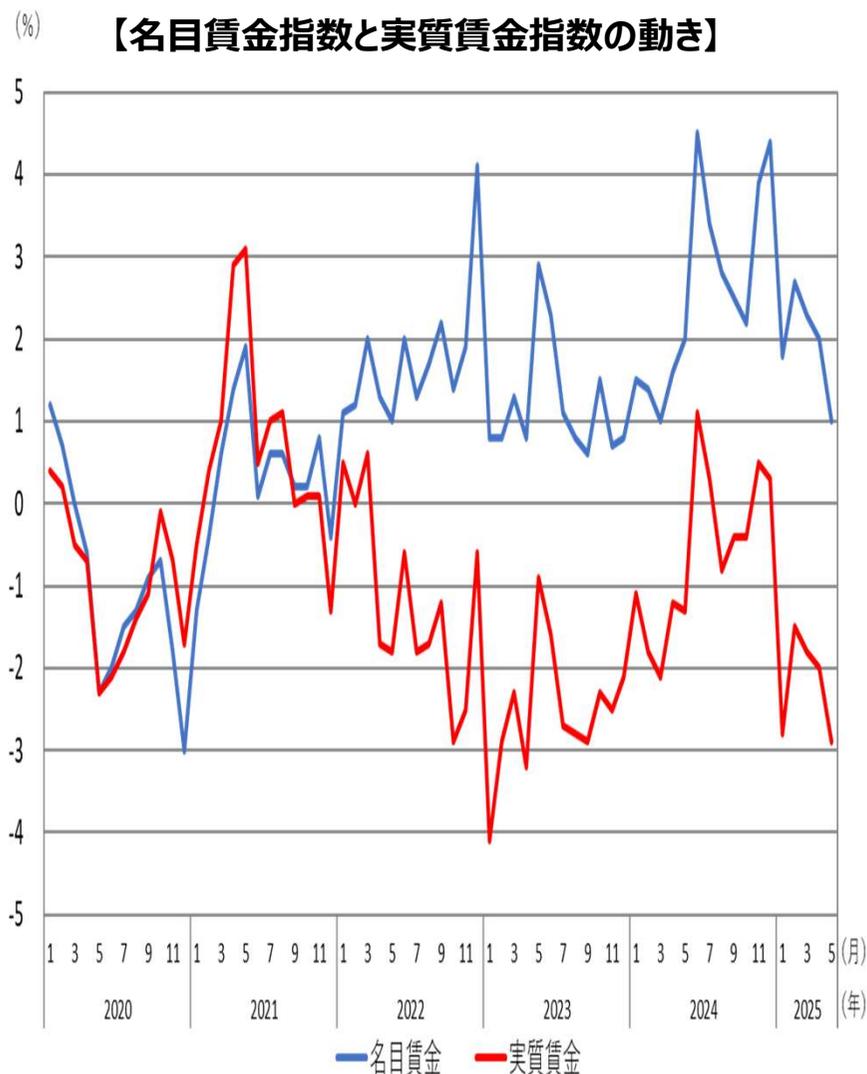
1年前と比べた暮らし向きの変化が「ゆとりがなくなってきた」と回答した理由

	2022年6月	2023年6月	2024年6月	2025年6月
物価が上がったから	78.9	89.2	91.4	93.7
給与や事業などの収入減	49.7	36.1	34.2	30.3
利子や配当などの収入減	11.9	6.5	7.0	7.8
不動産・株式などの資産の価格下落	5.8	3.0	2.4	5.2

(下表の注) 複数回答可、直近の第100回調査のうち回答割合 (%) の多い上位4項目のみを抜粋 (その他を除く)

(出所) 日銀「生活意識に関するアンケート調査」 (第102回: 2025年6月、第98回: 2024年6月、第94回: 2023年6月、第90回: 2022年6月)

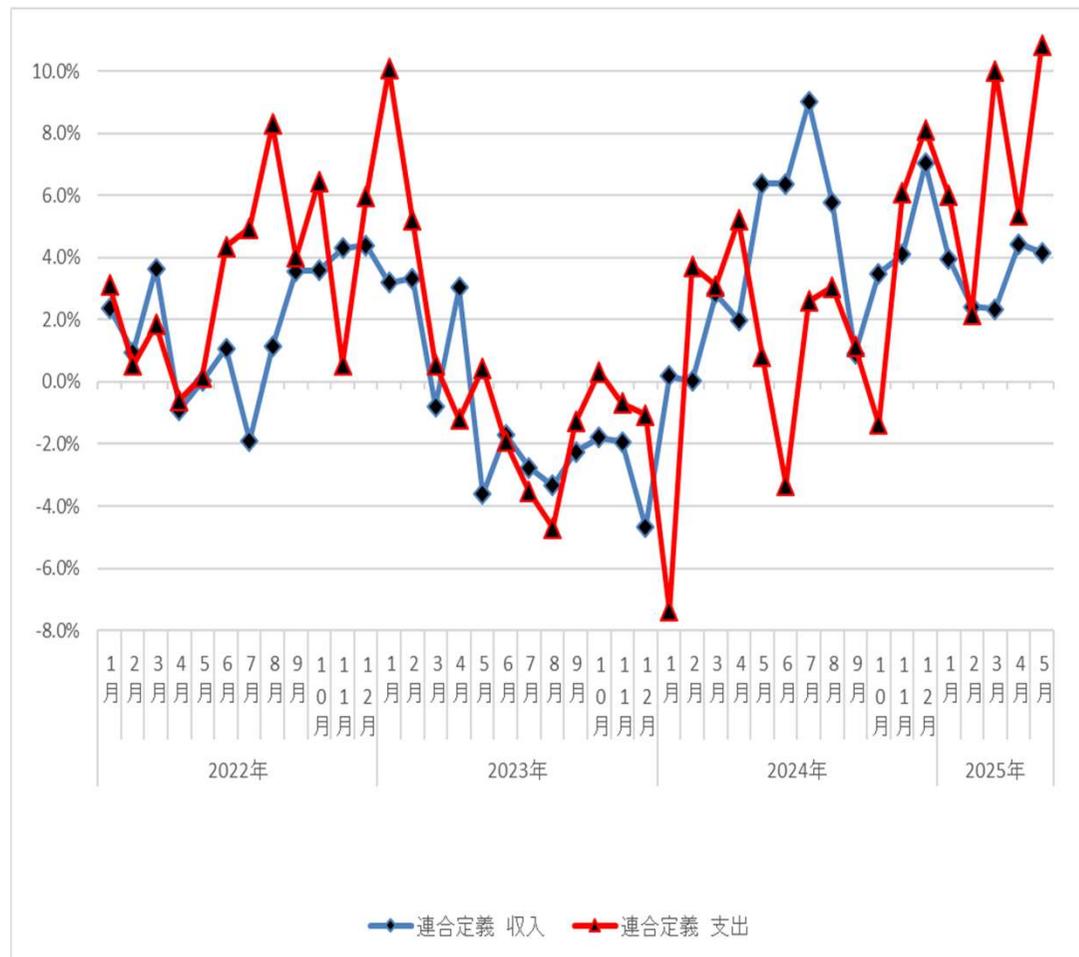
2. 基本スタンス① 実質賃金の動き



(注) 実質賃金指数は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出

(出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成（事業規模5人以上、調査産業計）

【勤労世帯の家計収支（対前年同月比）】



(注) 「連合定義 収入」：「勤め先収入」「社会保障給付」「特別収入」の合計

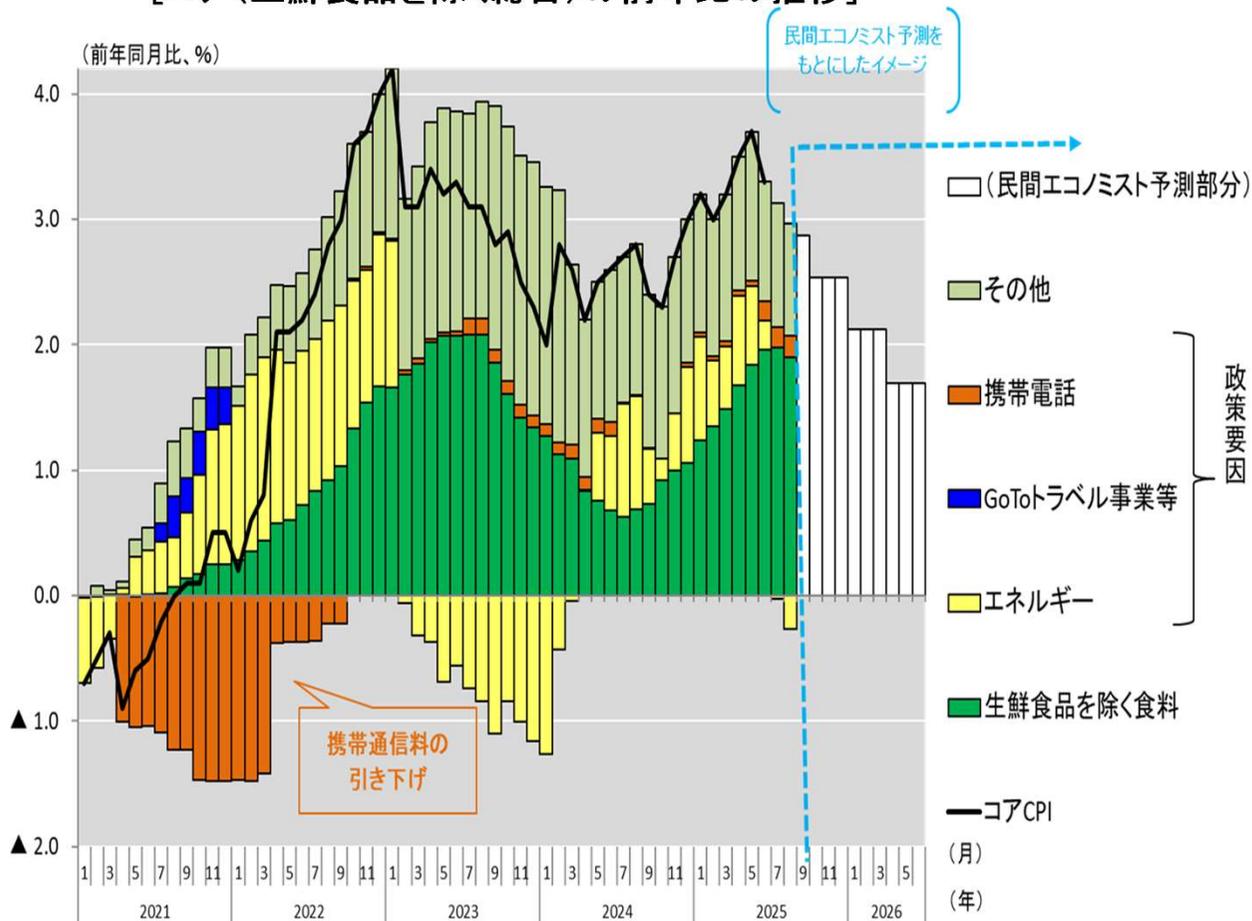
「連合定義 支出」：「消費支出」「非消費支出税（社会保険料）」「保険料」「土地家屋
借金返済」「他の借金返済」に「クレジット購入借入金純減」をプラスにした数値の合計

(出所) 総務省統計局「家計調査：家計収支編（二人以上の世帯）」より連合作成

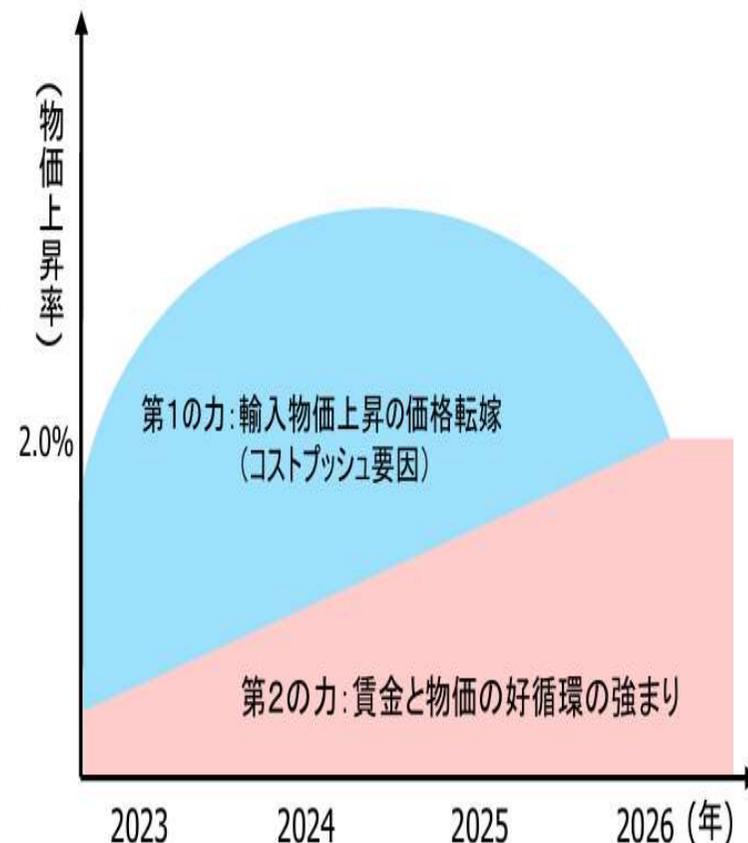
2. 基本スタンス① 消費者物価の推移

○ 2025年度の消費者物価上昇率は2%台半ばの見通し。

[コア(生鮮食品を除く総合)の前年比の推移]



[物価上昇に作用する力のイメージ]



出所: 日銀の資料を基に連合で作成

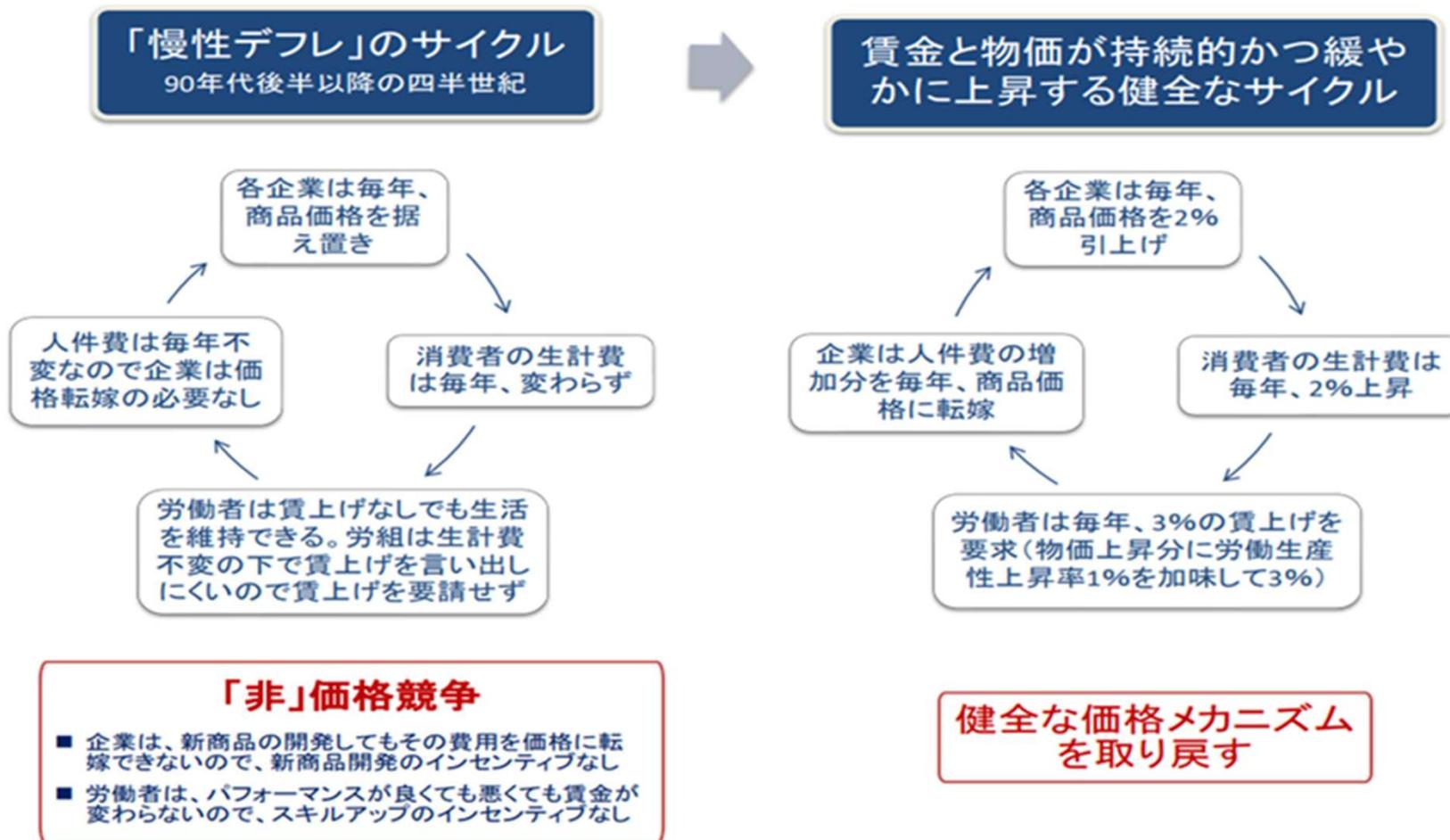
(出所) 総務省「消費者物価指数」、日本経済研究センター「ESPフォーキャスト調査」(10月調査(10/9公表))により作成。

(注1) コアCPIとは消費者物価指数(CPI)のうち、すべての対象商品によって算出される「総合指数」から生鮮食品を除いて計算された指数

(注2) 政策要因は4月以降の携帯通信料およびGoToトラベルキャンペーン等の影響を合わせた値

2. 基本スタンス① 新たな“賃上げノルム”の確立

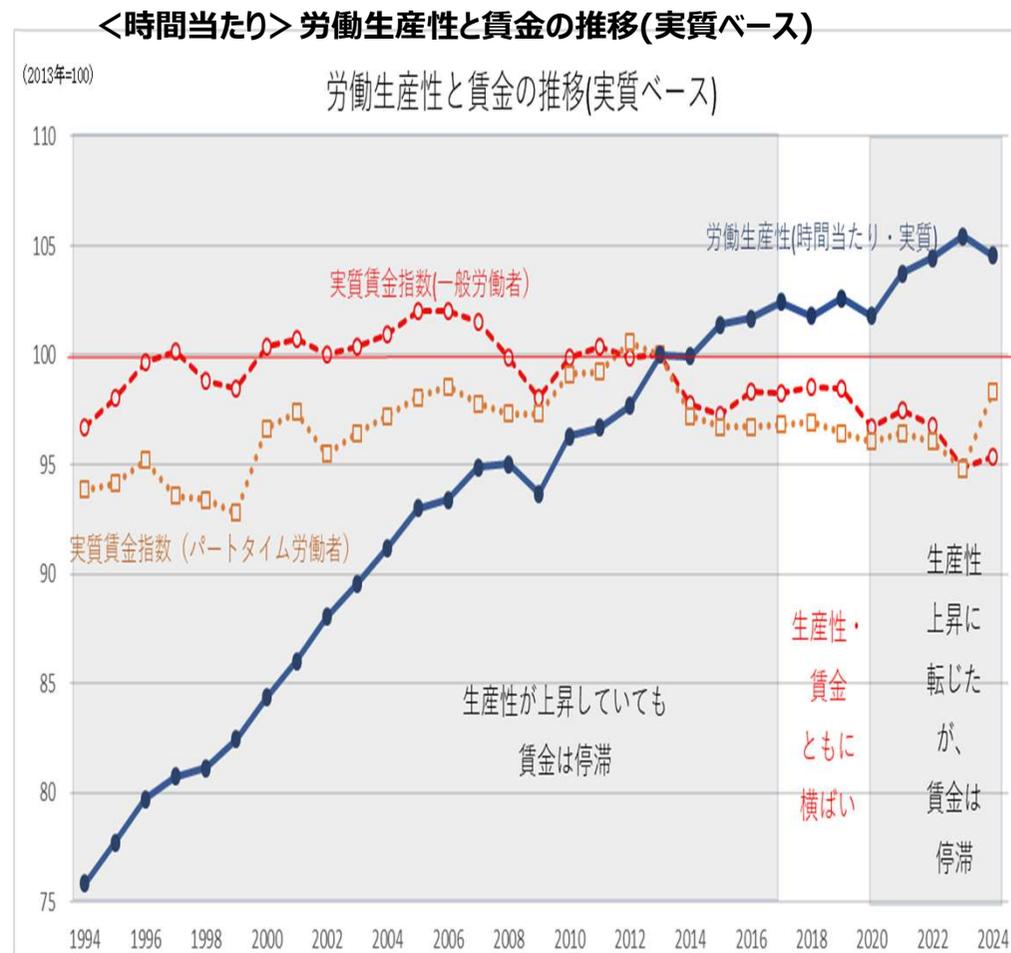
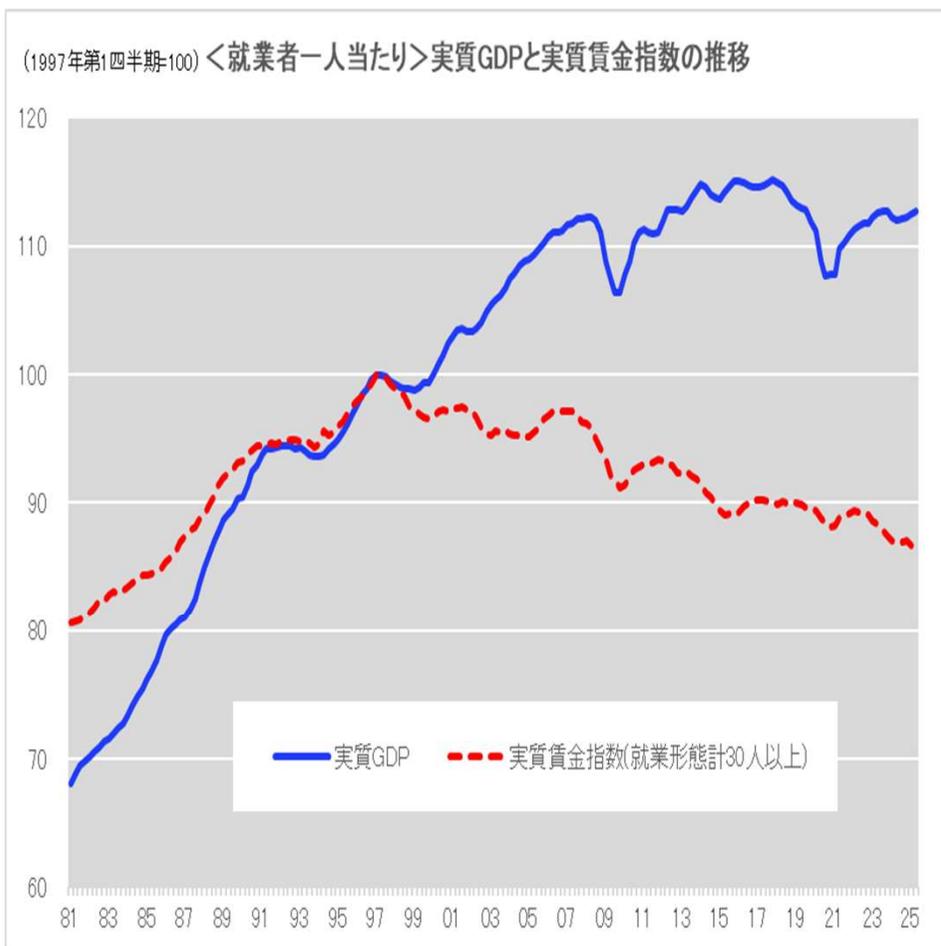
○慢性デフレに終止符を打ち、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることをめざす。2023年度が移行期の入り口、2026年度を出口に。



(出所) 東京大学大学院 渡辺努教授作成

2. 基本スタンス② マクロの労働生産性と実質賃金のギャップ

○バブル経済崩壊以降もマクロの生産性は上昇しているにもかかわらず、実質賃金は低下し続けている。



(出所) 内閣府「四半期別GDP速報」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」より連合作成

(注1) 1997年第1四半期の値を100として指数化

(注2) 数値は当該四半期を含め前四期の移動平均値を使用

(注3) 1980年～1993年のGDPは2011年基準支出側GDP系列簡易遡及を使用

(注4) 2001年以前の就業者数は当該年の年間の就業者数を使用

(出所) 内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「労働力調査」をもとに日本生産性本部作成。

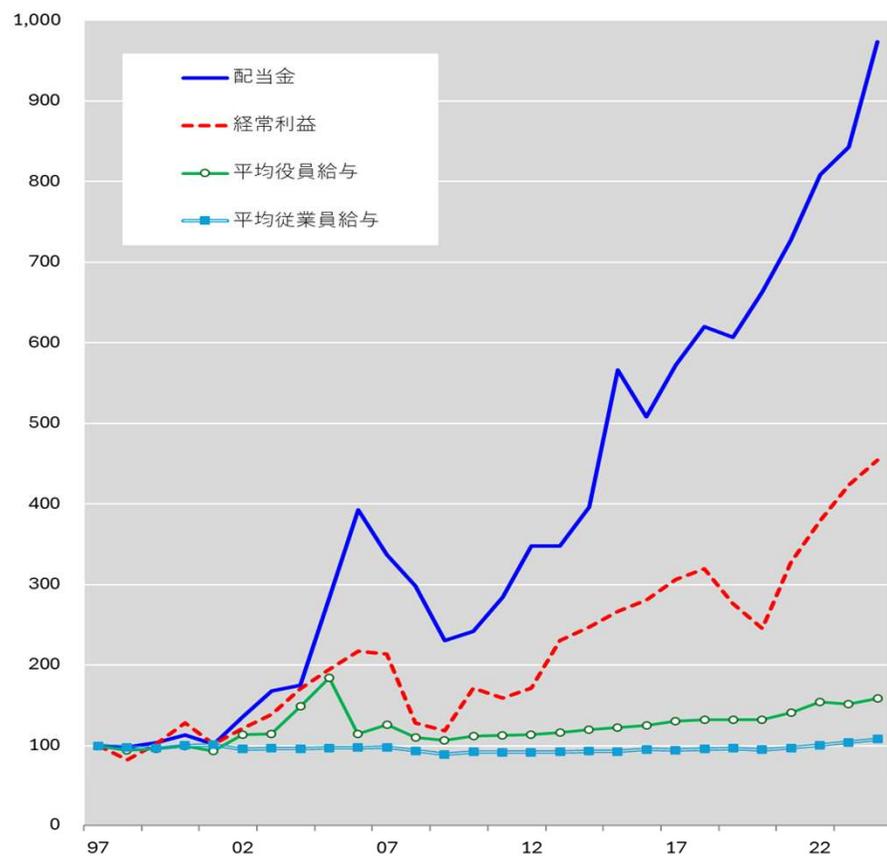
(注) それぞれの指数は2013年を100として指数化。暦年ベース。

2. 基本スタンス② 企業利益は誰に分配されたか

○企業利益は株主と内部留保に分配されてきた。

[日本の資本金10億円以上の企業の経常利益・給与・配当金の推移]

(1997年度=100)

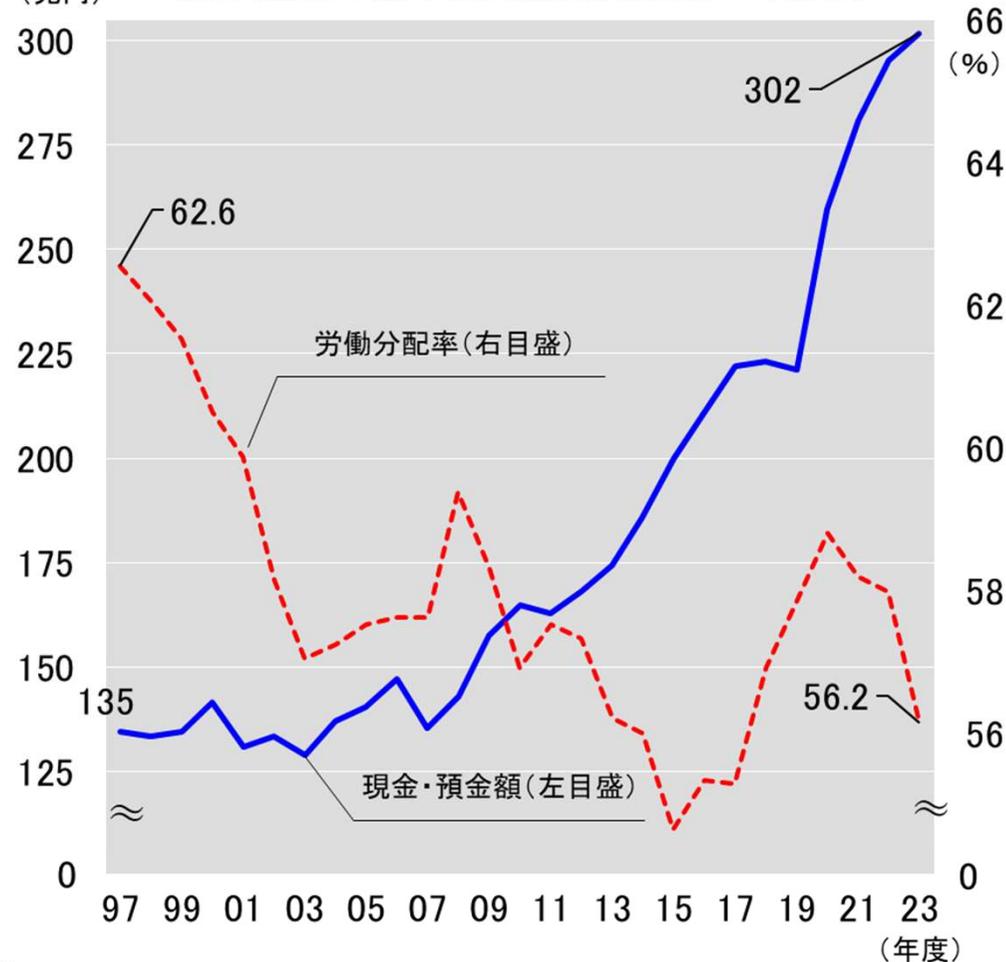


(年度)

(出所) 財務省「法人企業統計」

(注) 平均役員給与：(役員給与+役員賞与)÷期中平均役員数、平均従業員給与：(従業員給与+従業員賞与)÷期中平均従業員数

(兆円) [法人企業の現金・預金額と労働分配率の推移]



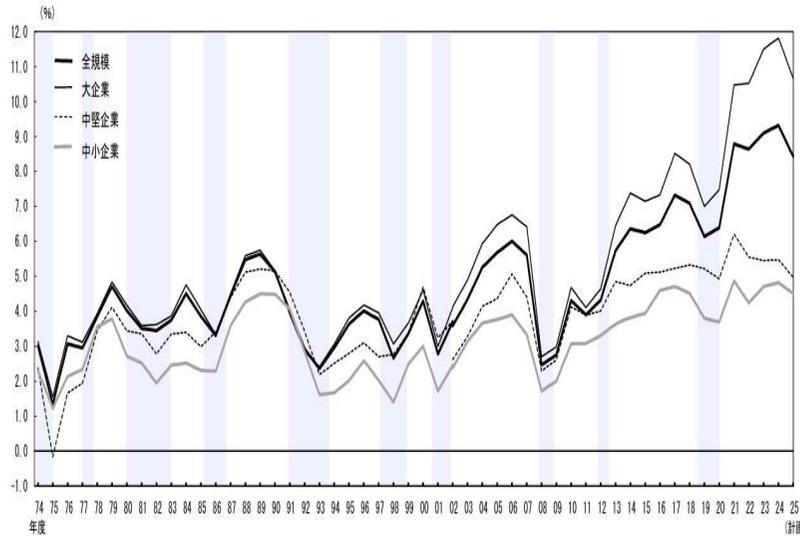
(出所) 内閣府「四半期別GDP速報」、総務省「労働力調査」、財務省「法人企業統計調査」より連合作成

(注) 労働分配率は連合の計算方法(1人あたり雇用者所得÷1人あたりGDP)

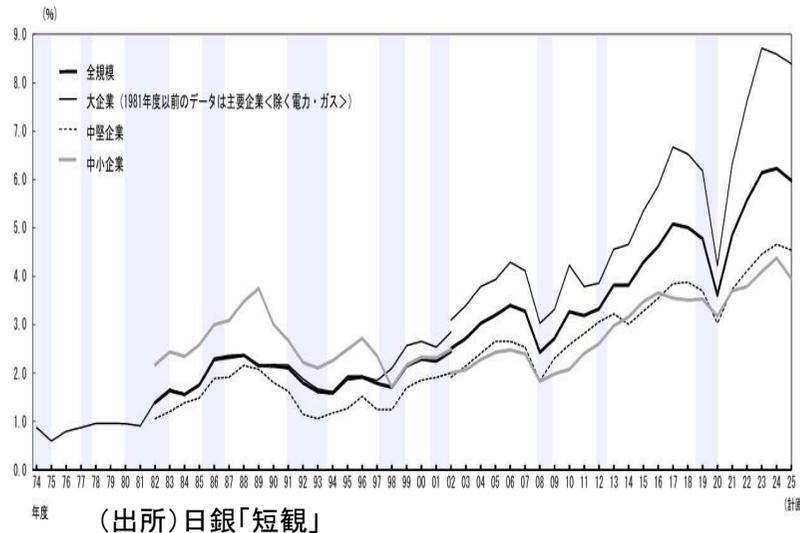
2. 基本スタンス② 企業規模別の売上高利益率、価格転嫁の状況

▽売上高経常利益率の推移

製造業



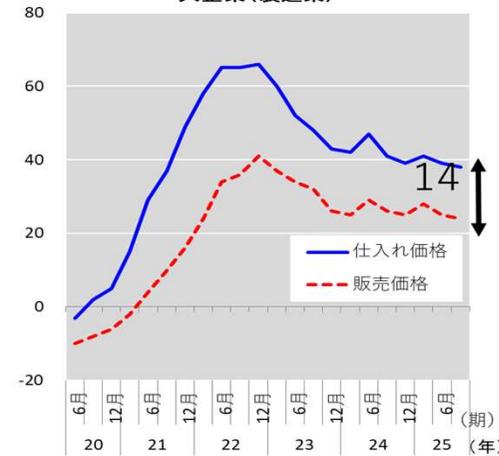
非製造業



(出所) 日銀「短観」

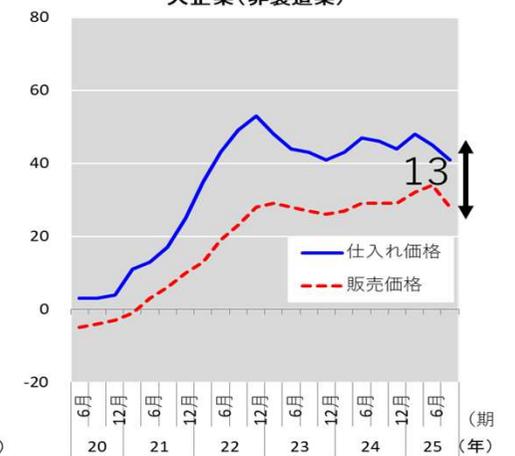
〔価格転嫁の状況〕

大企業(製造業)



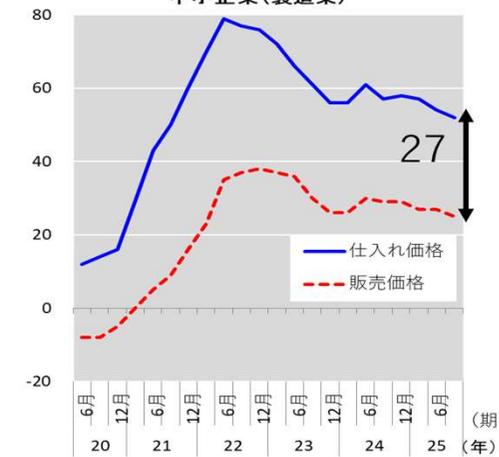
(出所) 日本銀行「短観」

大企業(非製造業)



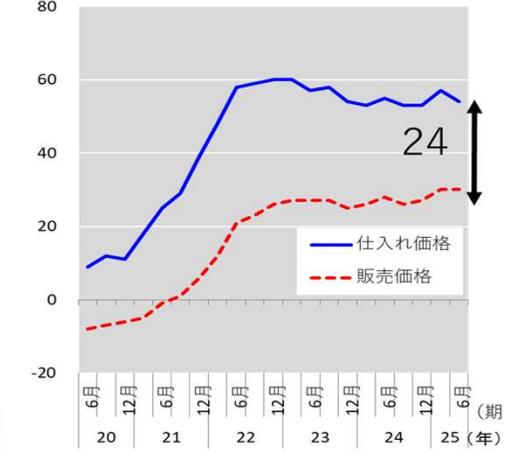
(出所) 日本銀行「短観」

中小企業(製造業)



(出所) 日本銀行「短観」

中小企業(非製造業)



(出所) 日本銀行「短観」

注) 上記は「上昇」-「下落」のD.I.(各種判断を指数化したもの)

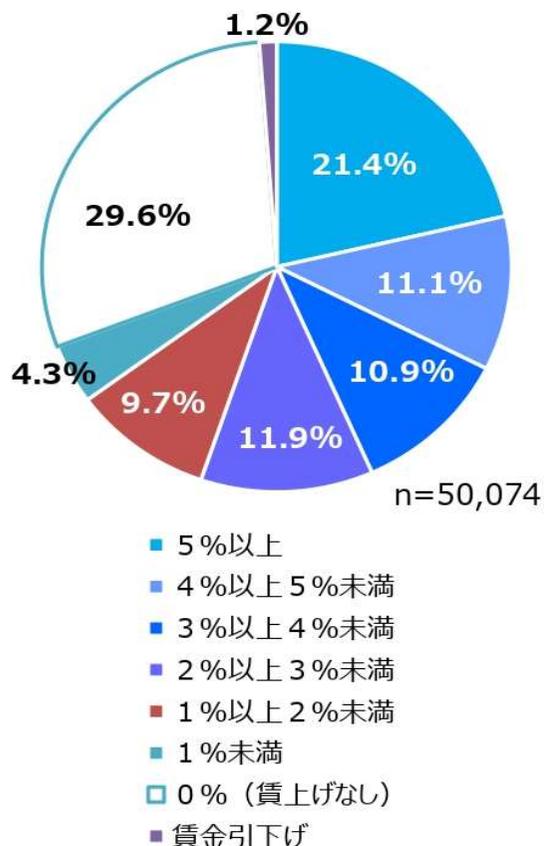
2. 基本スタンス② 価格転嫁と賃上げの相関関係

価格転嫁と賃上げ率の関係

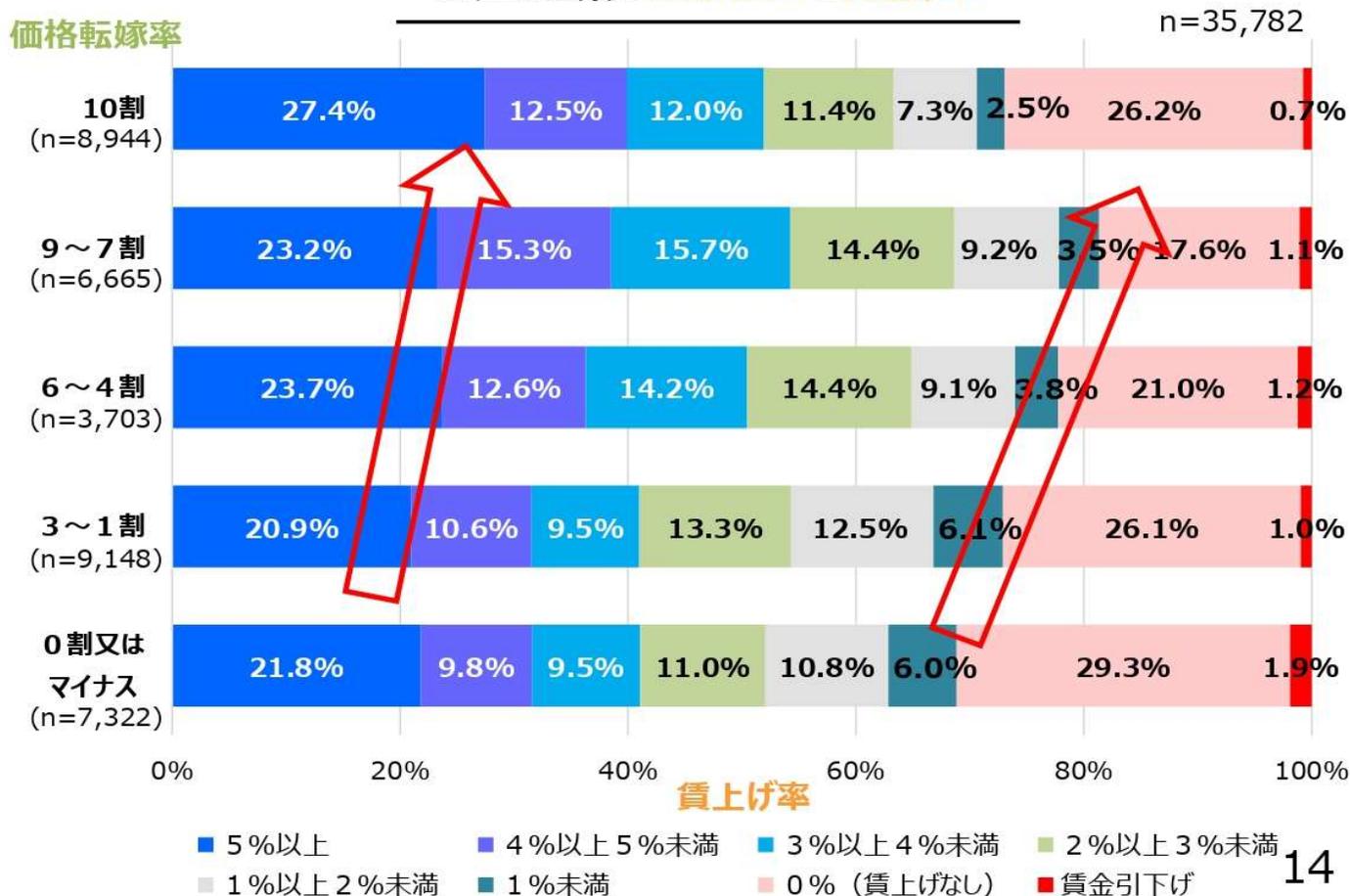
(注) 賃上げ率：直近6か月以内に実施した、ないし、今後6か月以内に予定している賃上げ幅（定期昇給、ベースアップ、一時金等全てを含む）についての回答を集計。

- **価格転嫁ができていない割合が高いほど、受注者（中小企業）の賃上げ率も高い傾向。** なお、「価格転嫁できていないが5%以上、賃上げした企業」、「全額転嫁ができていても、賃上げしない企業」も存在。

受注側企業の賃上げ率分布



受注側企業の価格転嫁率と賃上げ率



2. 基本スタンス③ 「みんなの春闘」で波及力を高める

3. 「みんなの春闘」で労働組合に集う仲間を増やし、集团的労使関係を広げよう

【ポイントは】

①労働組合の有無によって1%弱の賃上げ格差が生じている。労働組合に集う仲間を増やし、労働組合のない職場への波及力を高め、賃上げのすそ野を社会全体に広げていく必要がある。

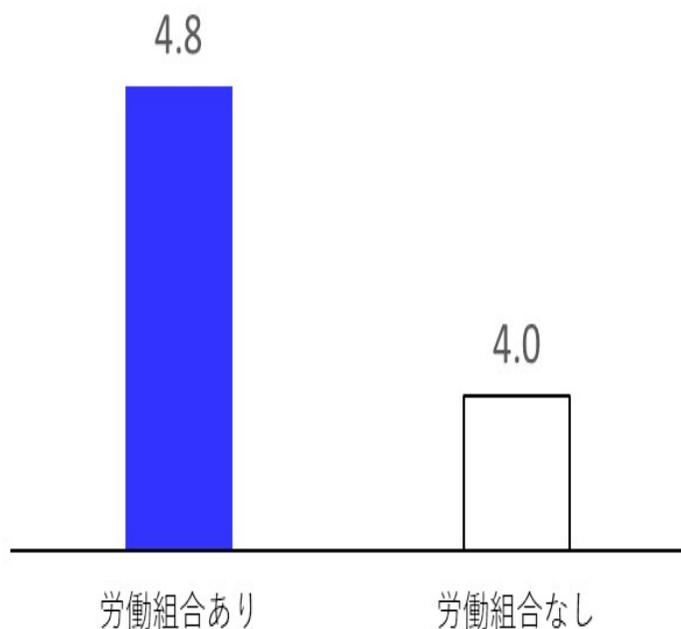
②生産性三原則にもとづく建設的な労使交渉を通じ、成果の公正な分配をはかる。また、産業・企業の将来展望や「人への投資」の重要性について労使で話し合うことも重要。



2. 基本スタンス③ 労働組合の有無による賃上げ格差

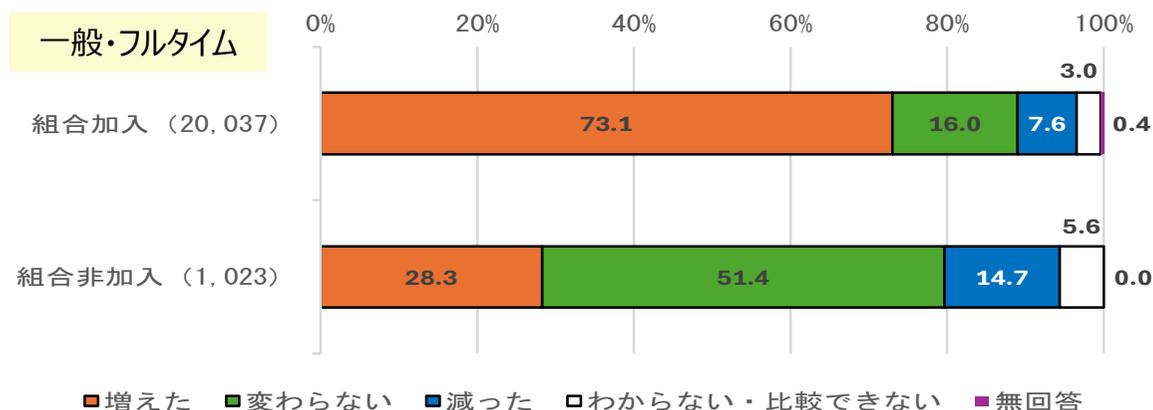
○労働組合だからこそ、労使対等の立場で労働条件などの交渉ができる。春季生活闘争を通じ労働組合の存在意義をアピールし、集団的労使関係を社会に広げていく。

2025年の平均賃金の改定率 (%)

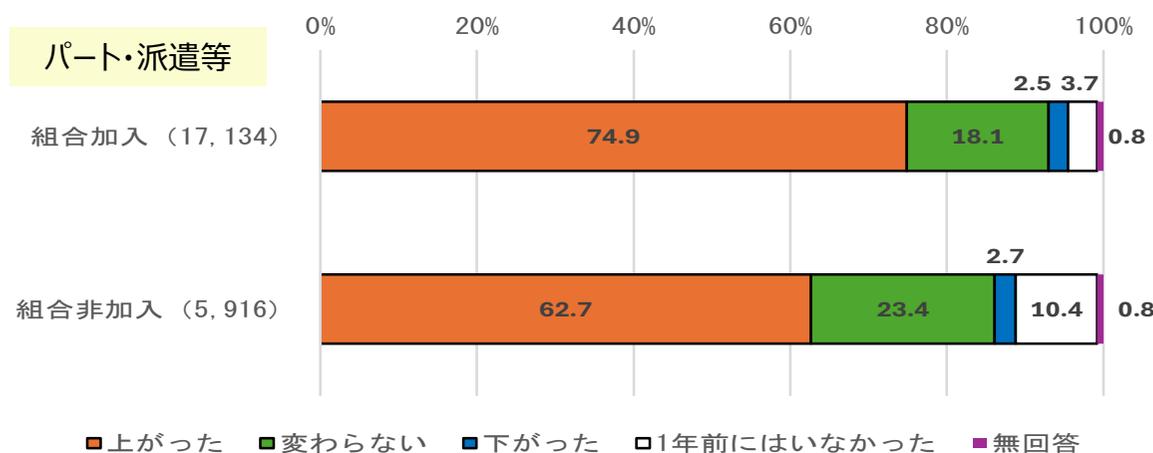


出所：厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」(2025年10月)

前年と比べた所定内賃金の増減
(民間・59歳以下、所定内賃金を回答した方)



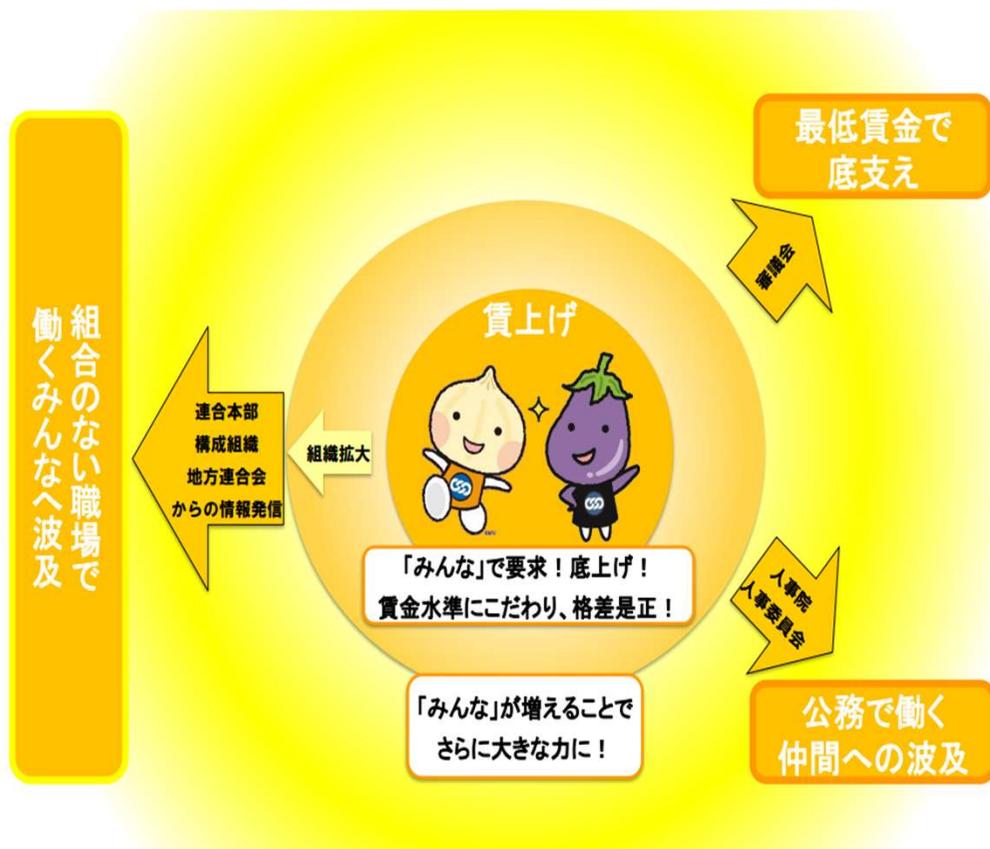
1年前と比べた時間当たりの賃金



出所：連合「生活アンケート」「パート・派遣生活アンケート」等(2025年6月調査)

2. 基本スタンス③ 賃上げを波及させる取り組み

賃上げ波及の仕組み（イメージ図）



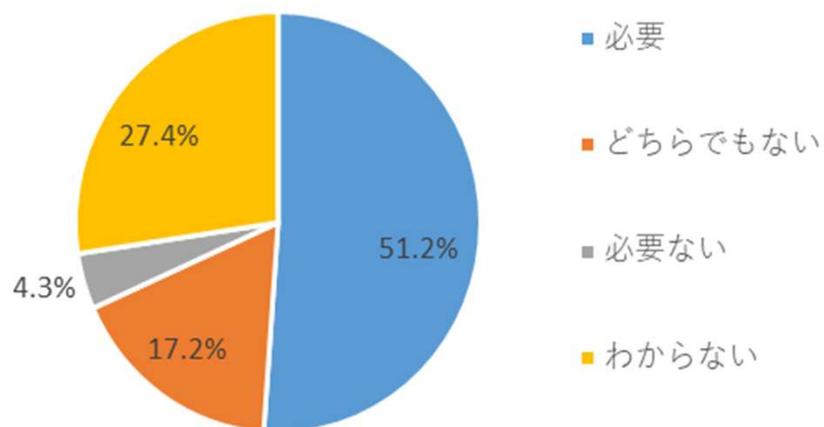
全都道府県で地方版政労使会議を開催



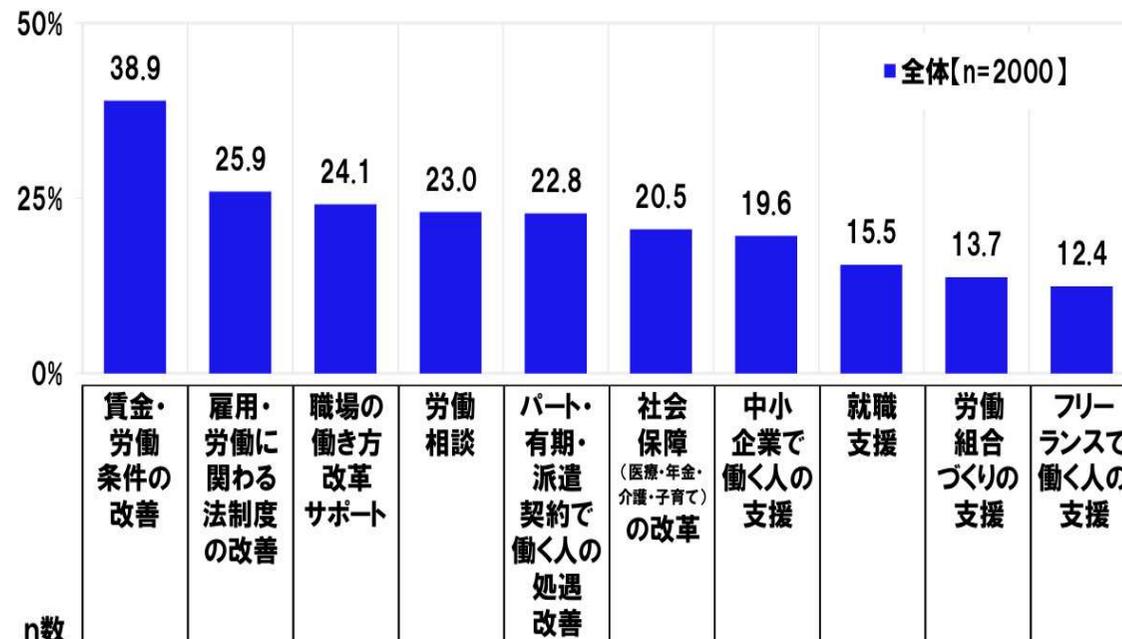
- 時期：1～2月（労使交渉の前段）
- メンバー：知事（一部副知事）、地方連合会、経営者団体、中小企業団体、地方労働局、公取など

2. 基本スタンス③ 労働組合への期待

【労働組合は必要か】



【労働組合に期待すること】



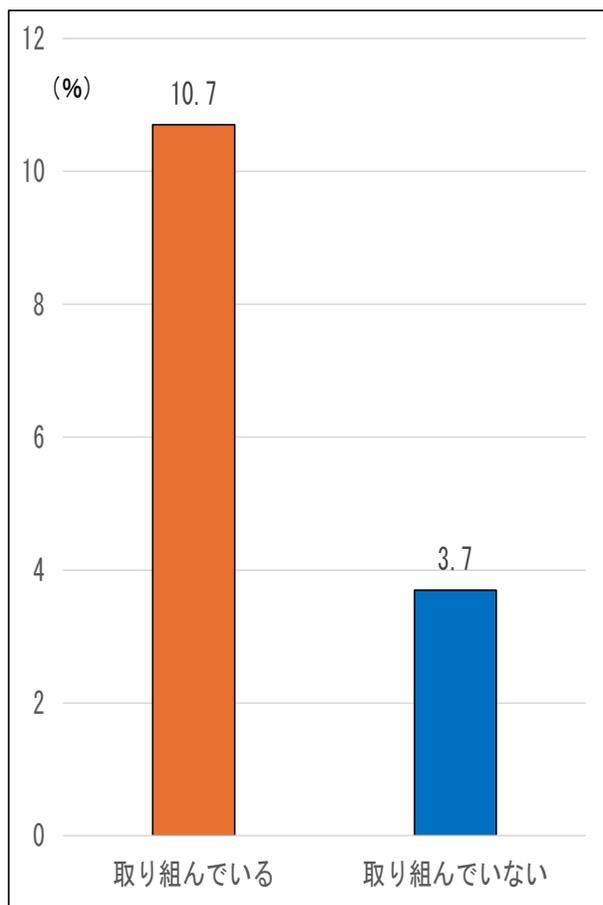
(注) 「必要」は、「是非必要だ」と「どちらかというとなった方が良い」の合算

(出所) 連合総研「勤労者短観」(2024年4月) から連合作成

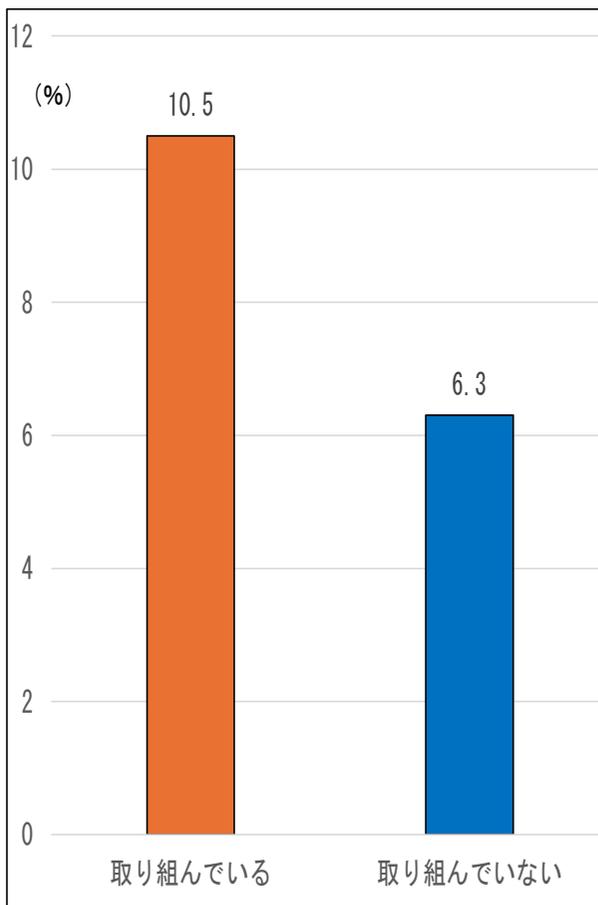
(出所) 連合「連合および労働組合のイメージ調査」(2023年4月) から連合作成

2. 基本スタンス③ 建設的労使関係の効果

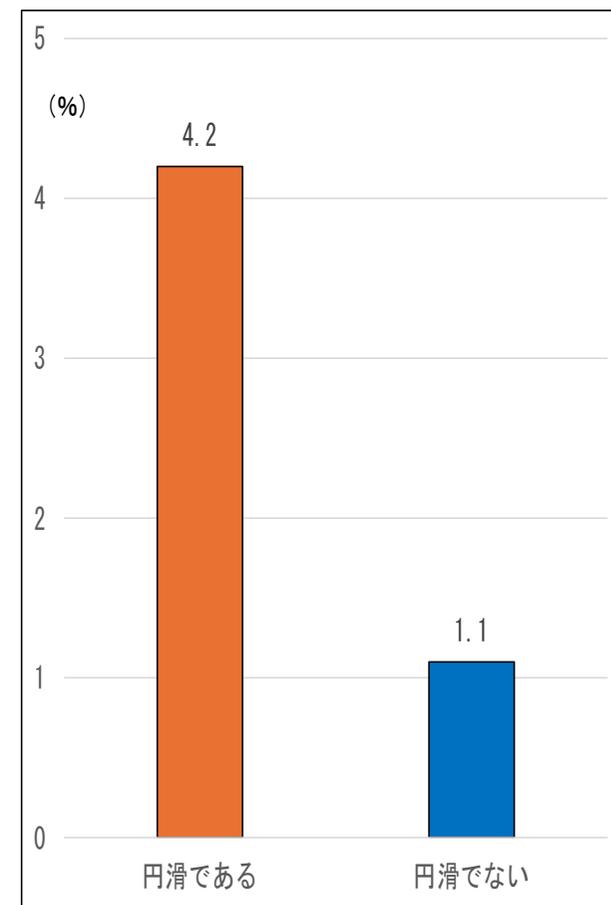
(1) 従業員への経営理念・ビジョンの共有への取り組み状況別の付加価値額の変化率



(2) 従業員への業務・財務内容・議事録など経営情報の共有への取り組み状況別の付加価値額の変化率



(3) 労働生産性の変化率（社内コミュニケーションの円滑度合い別）



(出所) 帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」より連合作成

3. 総合生活改善闘争の中での賃上げ 全体の賃上げ目標

- ①賃上げ、②働き方の改善、③政策・制度実現の取り組みを柱とする
総合生活改善闘争の推進

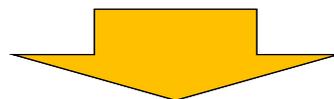
○賃上げ目標（底上げ）

【2025】

経済社会の新たなステージを定着させるべく、全力で賃上げに取り組み、社会全体への波及をめざす。

すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、全体の賃上げの目安は、賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上とし、その実現をめざす。

中小労組などは格差是正分を積極的に要求する。



【2026】

賃上げがあたりまえの社会の実現にむけ、全力で賃上げに取り組み、社会全体への波及をめざす。

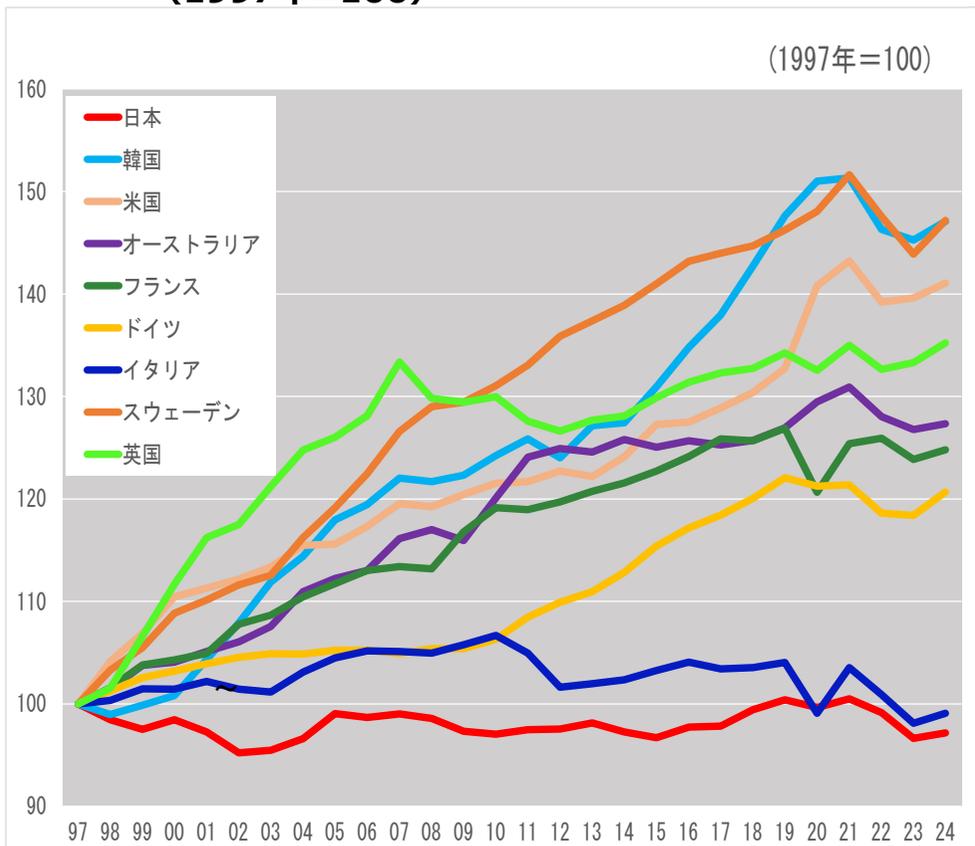
すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、全体の賃上げの目安は、賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上とし、その実現にこだわる。

中小労組などは、この間の賃上げ結果や賃金水準を点検し、格差是正分を積極的に要求する。

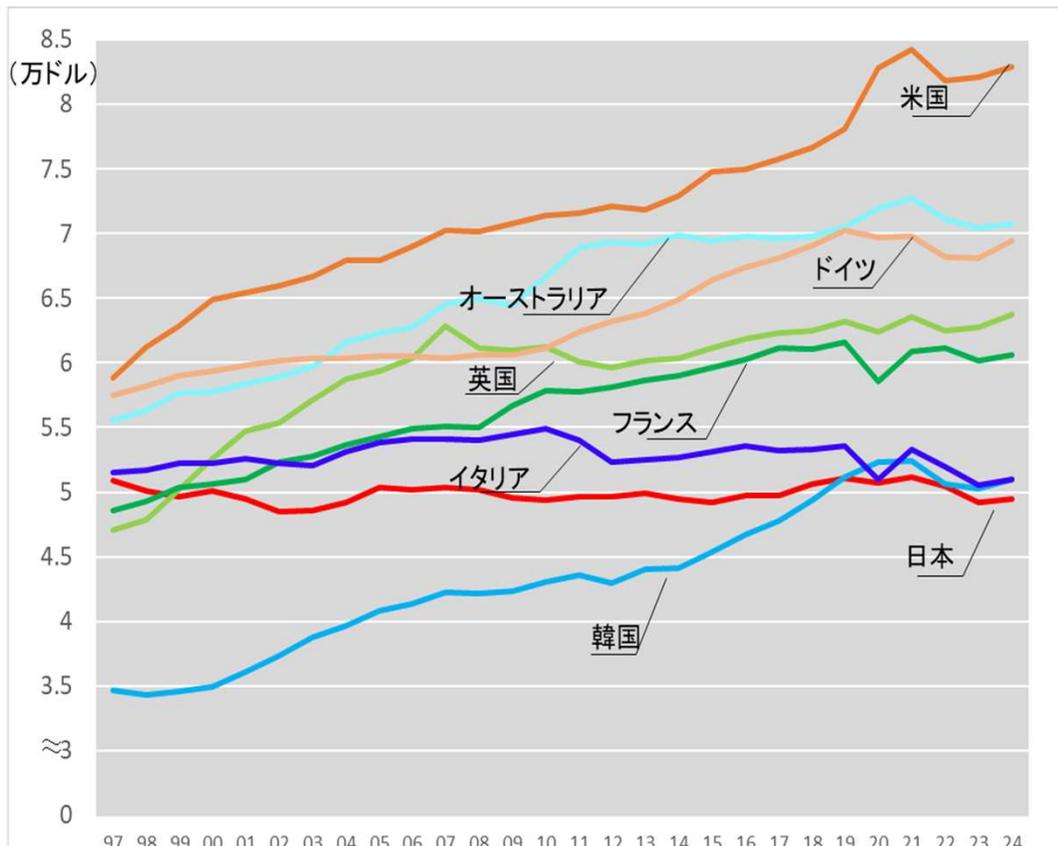
3-1. 賃上げ要求の根拠 ①国際的に見劣りのする賃金水準の改善

- わが国の賃金は四半世紀にわたり停滞している
- 平均年間賃金が1997年水準比で20%以上増加していないのは、日本とイタリアのみ

平均年間賃金（実質）の国別上昇推移
（1997年=100）



平均年間賃金（実質）購買力平価換算



■出所：OECD統計より連合作成

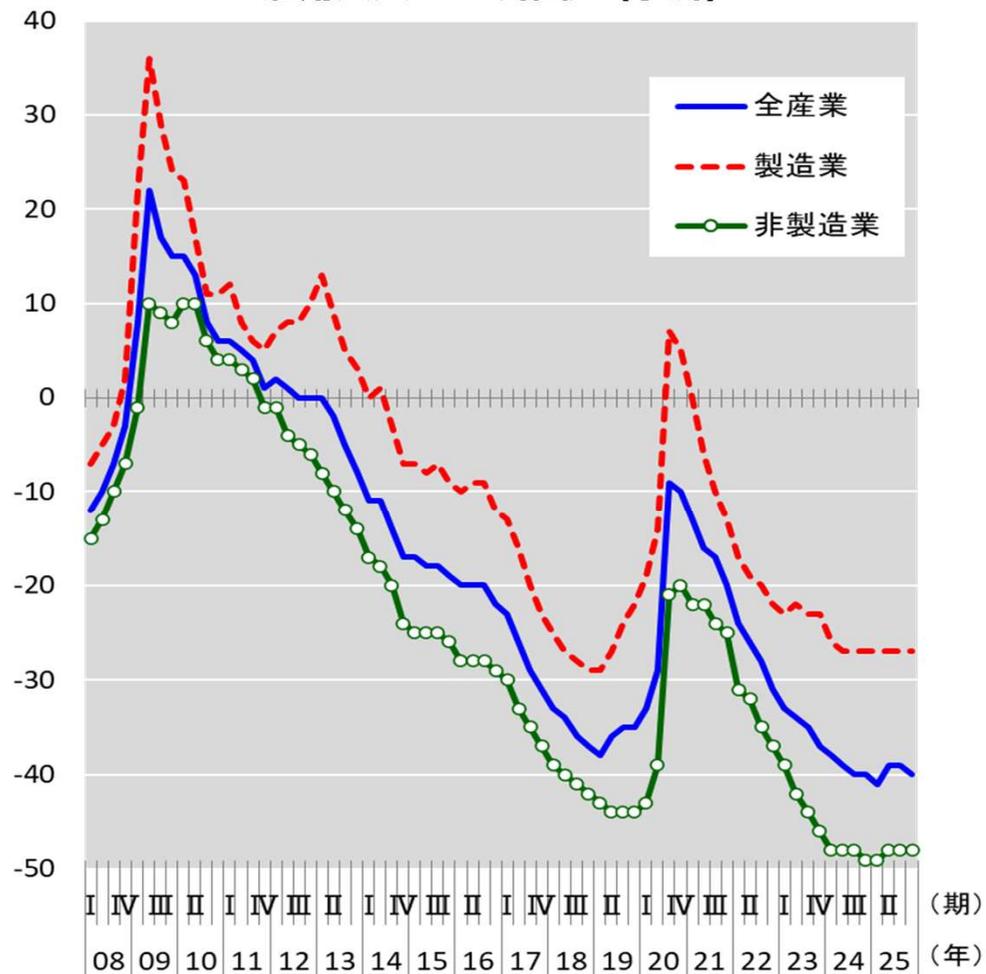
■出所：OECD統計より連合作成

3-2. 賃上げ要求の根拠 ②人手不足

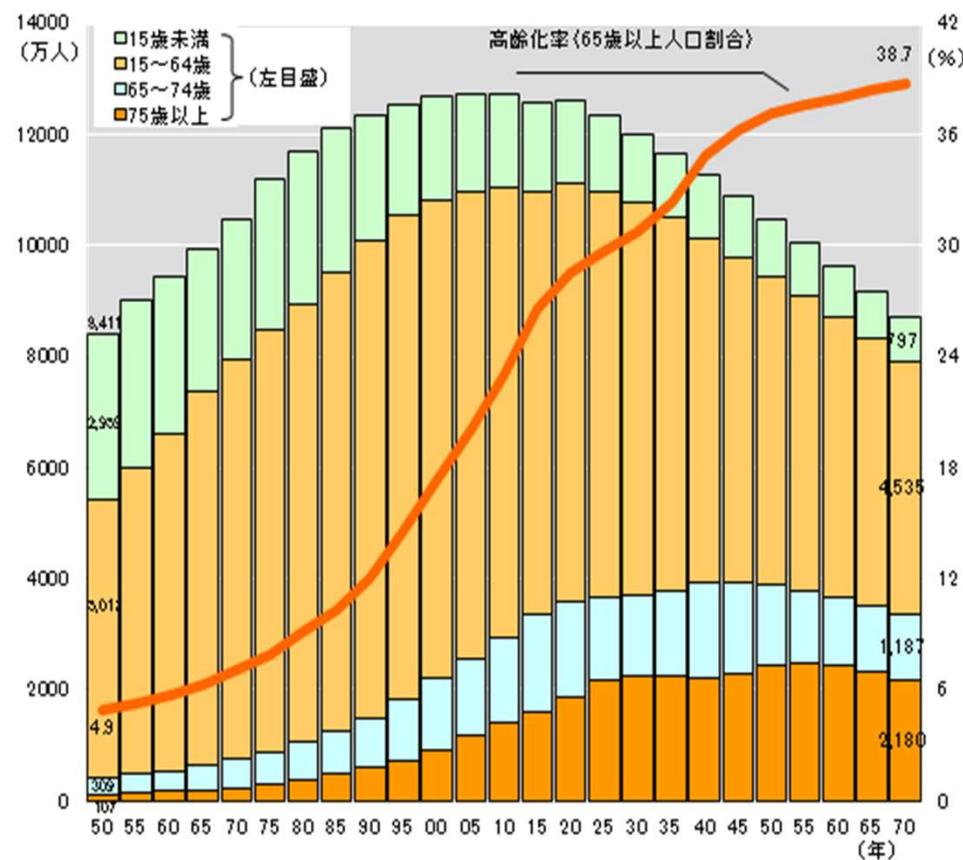
○人手不足の傾向が加速している。

- ・(短期) 足下・先行きともに不足感は緩やかに上昇している。
- ・(中長期) 人口減少のトレンドにあり、この10年間は労働力率を高めながら労働力を確保している状況。
これからは一層、多様な人が働きやすい環境を整備することが求められる。

<雇用人員D.I.の推移(予測)>



【日本の人口の年次推移と将来推計】

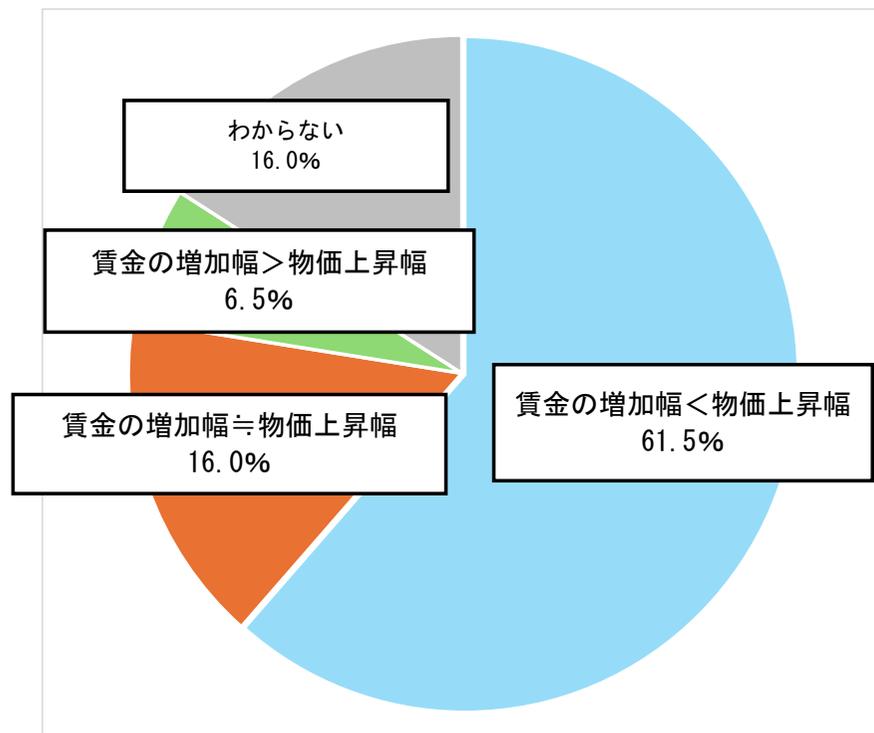


資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
(注) 1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

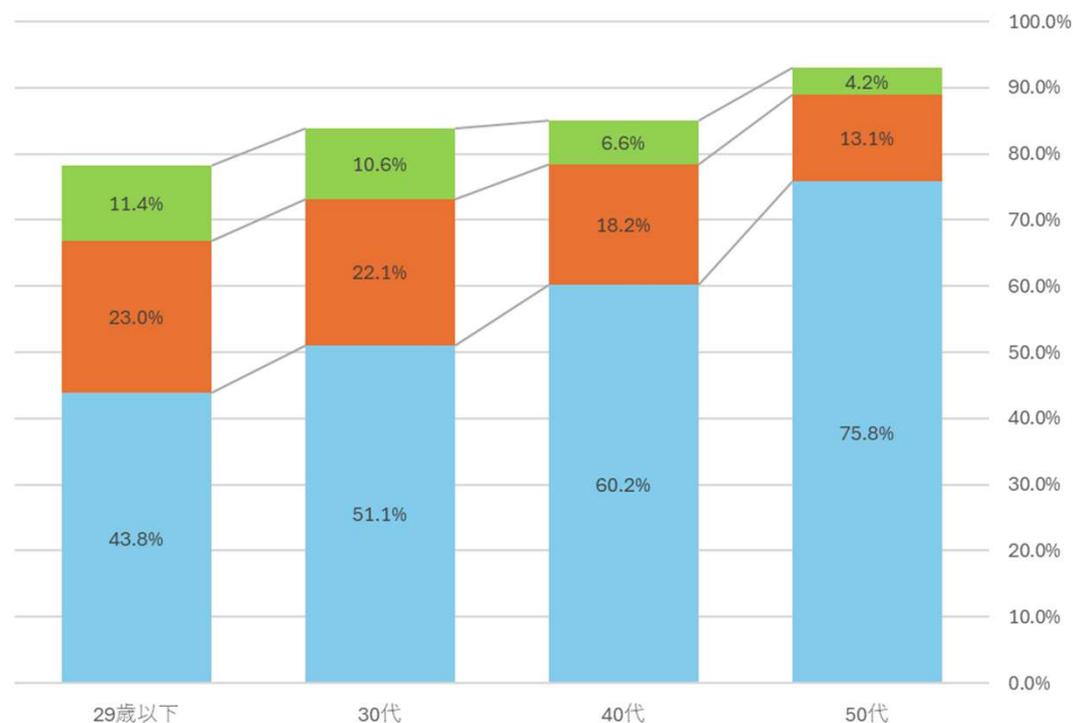
3-3. 賃上げ要求の根拠 ③物価に負けない賃上げ

○物価高により、生活向上を実感している人は少ない。低所得層ほどその傾向が強い。

1年前と比べた賃金と物価の変動幅（全体）



1年前と比べた賃金と物価の変動幅（年代別）



■ 賃金の増加幅 < 物価上昇幅 ■ 賃金の増加幅 = 物価上昇幅 ■ 賃金の増加幅 > 物価上昇幅

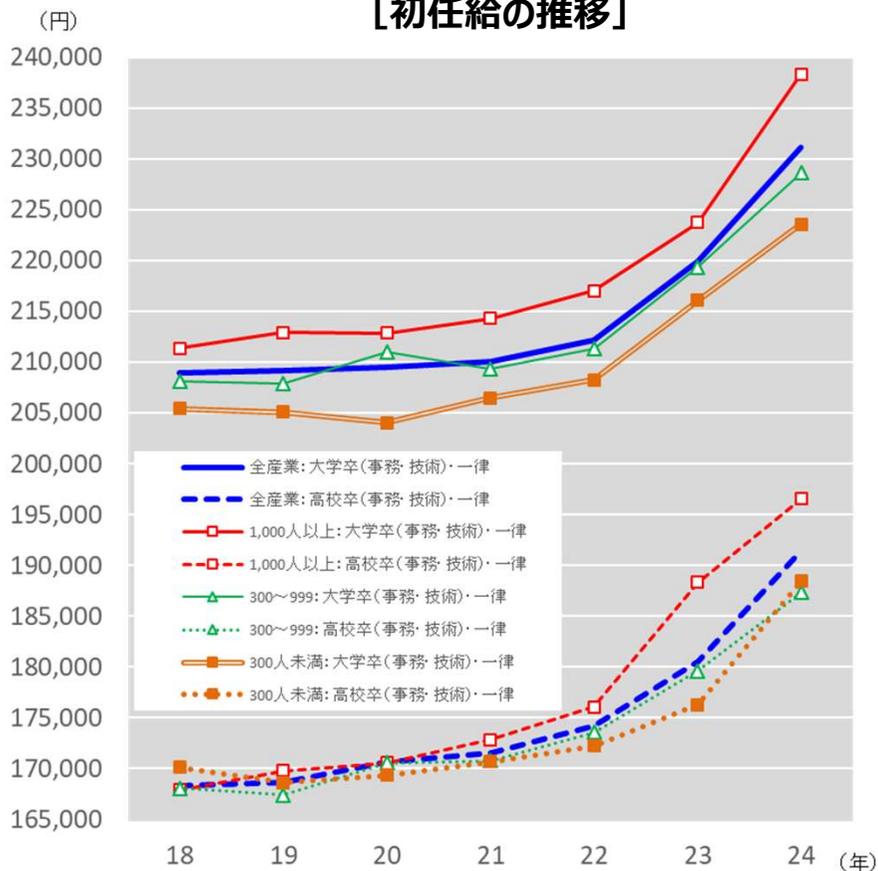
(出所) 連合総研「勤労者短観」(2025年4月)

(注) 「わからない」および60歳代は非表示
(出所) 連合総研「勤労者短観」(2025年4月)

3-5. 賃上げ要求の根拠 ④配分交渉

○初任給を大幅に引き上げる一方、中高年層への配分を相対的に抑制する傾向がみられる。

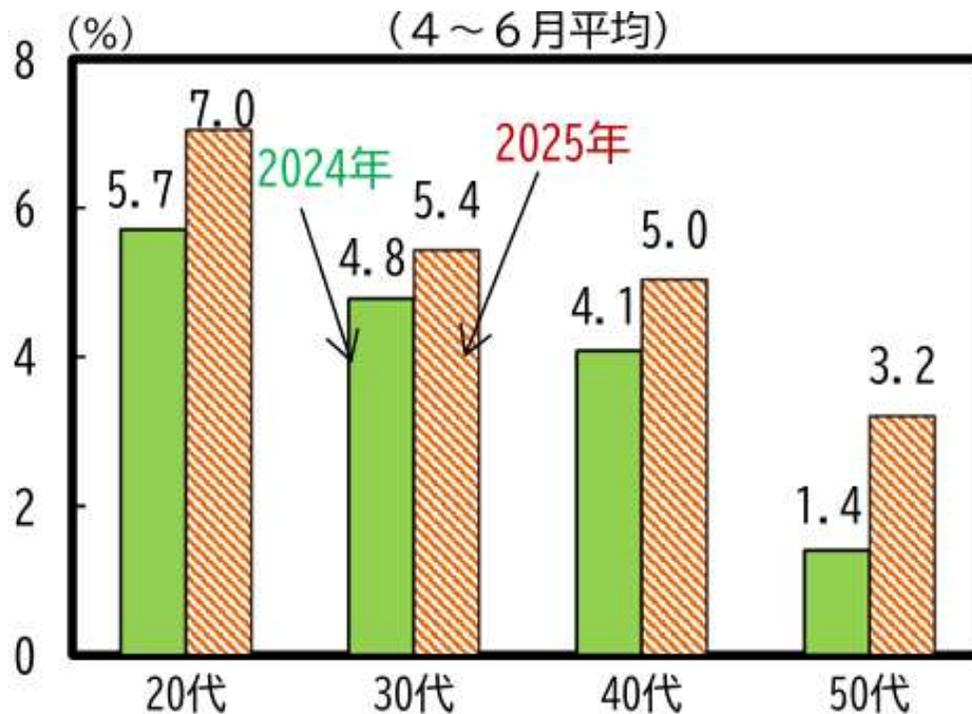
【初任給の推移】



(出所) 労務行政研究所「度新入社員の初任給調査」

(注) 各年度の最終結果を示したもので、集計(回答)企業は年度により異なるため、数字の逆転も見られる

【年齢階層別の賃金上昇率の推移】



(注) 賃金には、基本給及び固定で毎月支払われる地域手当や役職手当等が含まれる。

(出所) 株式会社ペイロールが保有する給与計算代行サービスデータにより厚生労働省が作成

4. 賃金の「格差是正」 中小の賃上げ目標

【規模間格差是正の水準目標】

＜到達目標水準（中位数）＞

35歳：312,000円

30歳：288,000円

＜最低到達水準（第1四分位）＞

35歳：257,000円

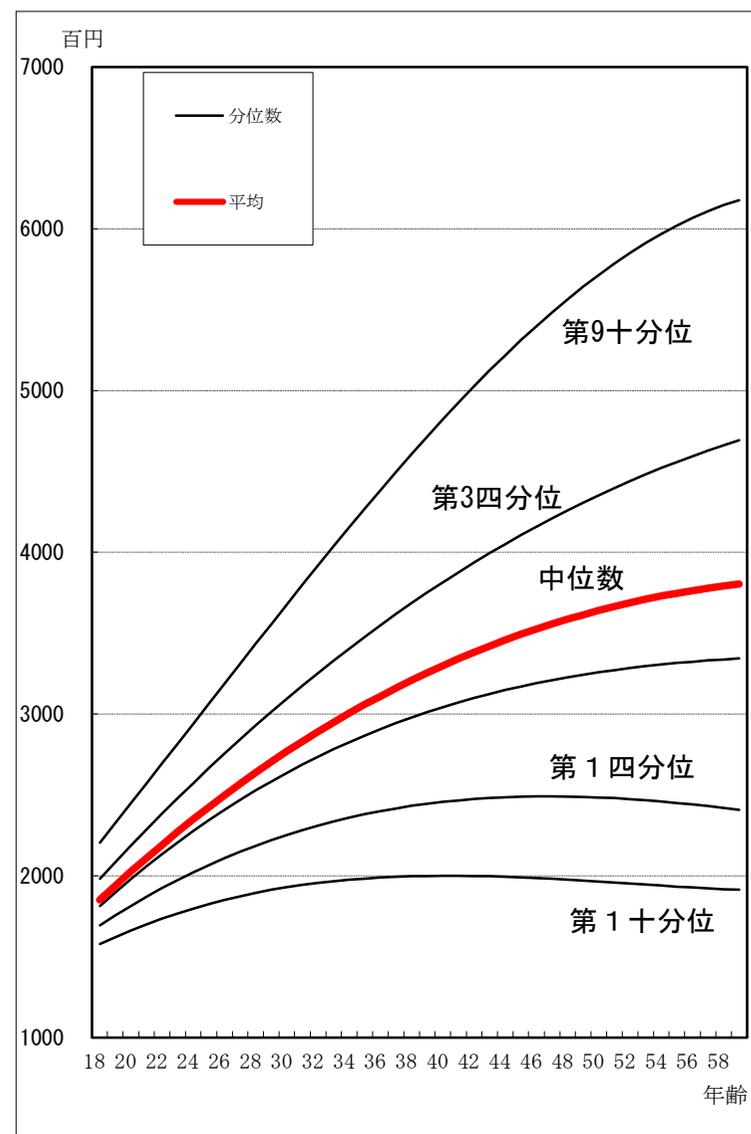
30歳：245,000円

【上げ幅の目標】

賃金要求指標パッケージの目標値に格差是正分1%以上を加え、18,000円以上・6%以上を目安とする。

3年前の賃金水準と比べ9%以上（過去3年分の物価上昇率）増えていない場合は、その回復についても求めていく。

＜年齢別所定内賃金分布図、性学歴計＞

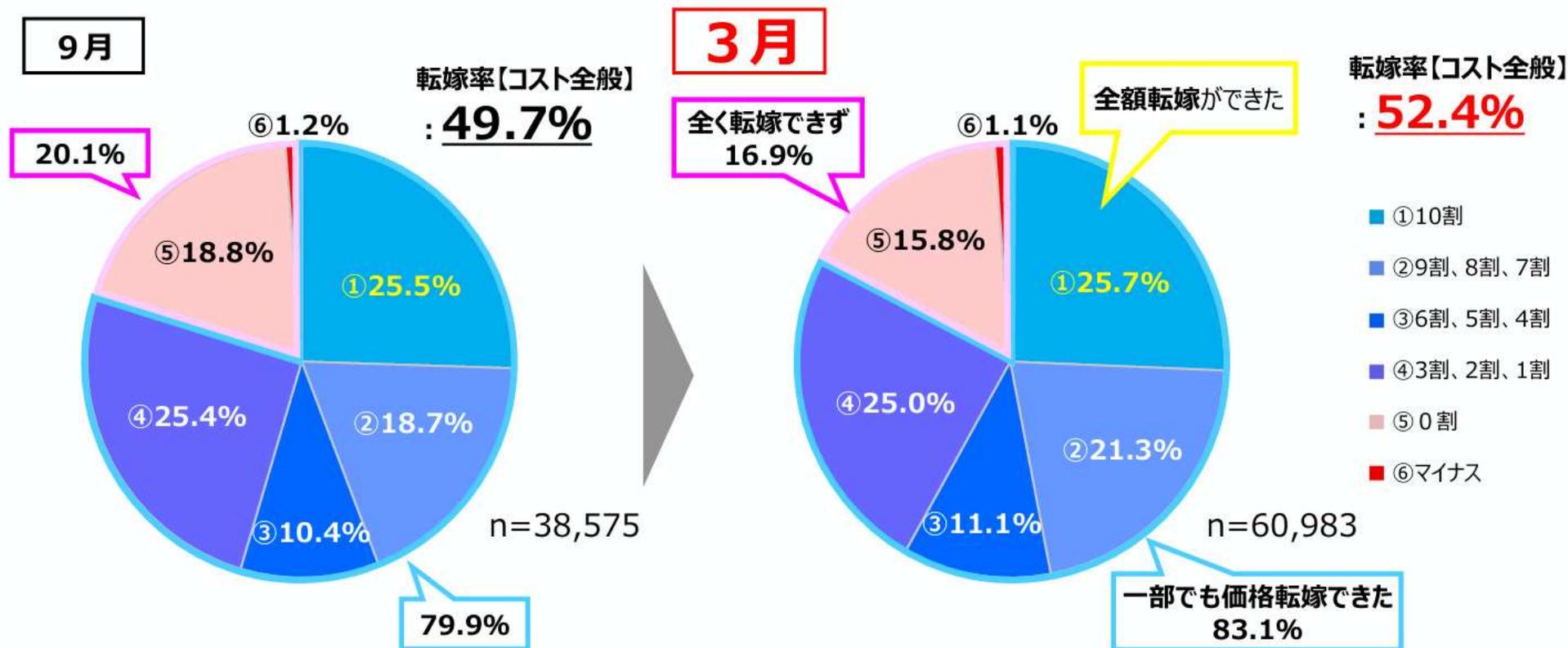


(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2024年)より連合で作成

5. 基盤整備：賃上げできる環境整備①

○適正な価格転嫁は道半ば。産業による差も大きい。

直近6か月間における価格転嫁の状況



(出所) 中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査結果」

5. 基盤整備：賃上げできる環境整備②業種別・要素別

[発注企業業種別の価格転嫁率（要素別）]

2025年3月		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料費	エネルギー費	労務費
①全体		↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)
②業種別	1位 化学	↑ 64.8% (61.9%)	↑ 69.3% (65.0%)	↑ 62.4% (57.9%)	↑↑ 61.3% (54.6%)
	2位 製薬	↑↑↑ 64.1% (53.6%)	↑↑ 68.7% (60.4%)	↑ 56.6% (54.2%)	↑↑↑ 61.7% (46.5%)
	3位 食品製造	↑↑ 60.3% (55.3%)	↑ 62.7% (58.3%)	↑ 52.2% (47.6%)	↑ 51.7% (47.2%)
	4位 電機・情報通信機器	↑ 58.4% (54.8%)	↑ 62.8% (58.9%)	↑ 52.7% (49.6%)	↑ 53.3% (48.7%)
	5位 造船	↑ 57.6% (57.0%)	↓ 60.2% (62.1%)	↑ 57.9% (56.5%)	↓ 51.0% (53.2%)
	6位 飲食サービス	↓ 57.3% (59.0%)	↓ 58.4% (61.2%)	↓ 48.2% (49.0%)	↓ 46.1% (49.4%)
	7位 自動車・自動車部品	↑ 56.6% (51.9%)	↑ 63.7% (59.8%)	↑ 55.0% (51.8%)	↑ 53.4% (48.9%)
	8位 機械製造	↑ 56.2% (54.3%)	↑ 63.3% (60.7%)	↑ 52.2% (49.1%)	↑ 50.6% (47.4%)
	9位 卸売	↑ 54.4% (51.2%)	↑ 56.5% (51.7%)	↑ 48.1% (43.9%)	↑ 47.4% (42.9%)
	10位 情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.3% (47.1%)	↑↑↑ 50.5% (38.0%)	↑↑↑ 46.0% (34.0%)	↑↑ 53.6% (46.3%)
	11位 電気・ガス・熱供給・水道	↑↑ 53.6% (48.0%)	↑↑ 55.2% (49.0%)	↑↑ 50.1% (43.5%)	↑↑ 51.8% (43.9%)
	12位 建設	↑ 52.6% (50.3%)	↑ 53.7% (51.6%)	↑ 48.2% (46.0%)	↑ 50.4% (47.4%)
	13位 小売	↑ 52.5% (48.8%)	↑ 53.4% (49.2%)	↑↑ 46.8% (41.7%)	↑↑ 46.3% (40.5%)
	14位 鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.2% (49.8%)	↑↑ 53.5% (47.4%)	↑↑ 51.0% (43.6%)	↑↑ 49.5% (43.4%)
	15位 運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑ 51.5% (45.5%)	↑↑ 50.6% (44.3%)	↑↑ 48.1% (41.6%)	↑↑ 49.3% (42.8%)
	16位 紙・紙加工	↑ 51.4% (50.2%)	↑ 52.5% (49.9%)	↑ 46.8% (43.0%)	↑ 46.7% (42.7%)
	17位 金融・保険	↑↑↑ 51.1% (40.9%)	↑↑↑ 50.5% (36.3%)	↑↑↑ 45.6% (31.7%)	↑↑↑ 47.7% (37.4%)
	18位 金属	↑ 50.9% (50.3%)	↑ 56.4% (55.4%)	↑ 47.5% (44.5%)	↑ 46.3% (42.6%)
	19位 生活関連サービス	↑ 50.2% (48.4%)	↑ 48.9% (48.2%)	↑ 44.5% (41.2%)	↑ 43.4% (42.7%)
	20位 不動産・物品賃貸	↑ 48.5% (48.1%)	↑ 49.0% (46.5%)	↑↑ 46.0% (41.0%)	↑ 47.0% (45.4%)
	21位 印刷	↓ 47.7% (48.5%)	↓ 48.9% (49.0%)	↑ 41.3% (41.1%)	↓ 39.6% (40.6%)
	22位 繊維	↓ 47.5% (49.0%)	↑ 49.1% (48.8%)	↓ 41.6% (45.3%)	↓↓ 41.7% (46.8%)
	23位 建材・住宅設備	↓↓ 46.6% (51.6%)	↓ 48.3% (51.6%)	↓ 41.3% (44.9%)	↓ 39.5% (42.8%)
	24位 石油製品・石炭製品製造	↓ 46.0% (47.6%)	↑ 55.6% (55.5%)	↓ 42.4% (42.9%)	↑ 41.2% (41.0%)
	25位 農業・林業	↑ 45.0% (41.2%)	↑ 44.6% (39.9%)	↑ 41.3% (37.3%)	↑ 38.9% (36.1%)
	26位 放送コンテンツ	↑ 43.2% (39.8%)	↑ 44.6% (40.4%)	↓ 36.0% (36.2%)	↑ 41.7% (36.8%)
	27位 廃棄物処理	↓↓↓ 39.3% (50.7%)	↓↓↓ 37.2% (43.1%)	↓↓↓ 34.4% (47.0%)	↓↓↓ 35.3% (48.7%)
	28位 広告	↑↑ 38.7% (31.4%)	↑↑↑ 48.4% (32.3%)	↑↑↑ 37.8% (26.4%)	↑ 36.3% (32.1%)
	29位 通信	↓ 37.7% (47.0%)	↓ 37.2% (44.7%)	↓ 34.1% (40.5%)	↓ 37.3% (45.7%)
	30位 トラック運送	↑↑ 36.1% (29.5%)	↑↑ 32.1% (25.7%)	↑↑ 33.1% (27.2%)	↑↑ 32.8% (26.9%)
-	その他	-	-	-	-

(注) 3月時点との変化幅と矢印の数の関係

(例) ↑ : 1～4ポイントの上昇、↑↑ : 5～9ポイント 上昇、↑↑↑ : 10ポイント以上 上昇

(出所) 中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）フォローアップ調査結果」

5. 基盤整備：賃上げできる環境整備③政府の主な施策

○適正な価格転嫁にむけた政府の主な施策

- ①「中小受託取引適正化法」（旧下請法）等の改正（2026.1.1施行）
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html
- ②「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023.11公表）
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>
- ③上記指針の周知・活用促進
（行政による説明・相談会、業界団体や経済団体等を通じた情報提供など）
- ④「企業リスト（発注企業ごとの、交渉・転嫁の状況の評価）」の公表
- ⑤ 評価が芳しくない発注企業の経営者トップに、事業所管大臣名での指導・助言とフォローアップ
- ⑥ パートナーシップ構築宣言の更なる拡大・実効性の向上

（出所）政府資料より連合作成

5. 基盤整備：補足資料① 下請法の改正（新名称：取適法）の概要

協議を適切に行わない代金額決定の禁止（価格据え置き取引などへの対応）

一方的に代金を決定して中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止

手形払等の禁止

取適法の支払手段として、手形払を認めない

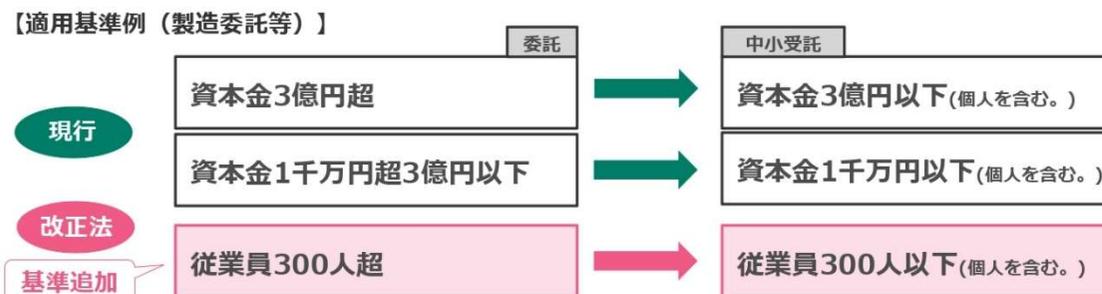
運送委託の対象取引の追加

発荷主が運送事業者に対して
物品の運送を委託する取引を新たな類型として追加



従業員基準の追加

適用基準として
従業員数の基準を新たに追加



面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

施行日

2026年1月1日

5. 基盤整備：補足資料① 下請法の改正（新名称：取適法）の概要

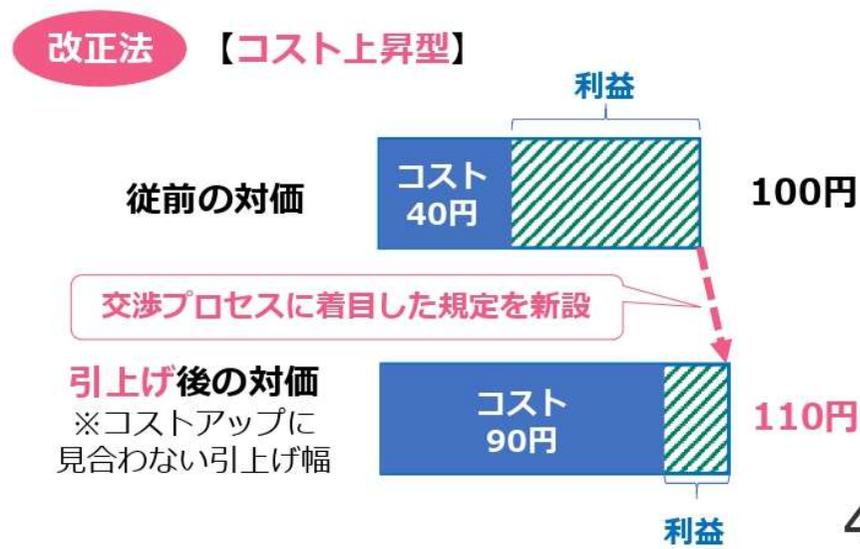
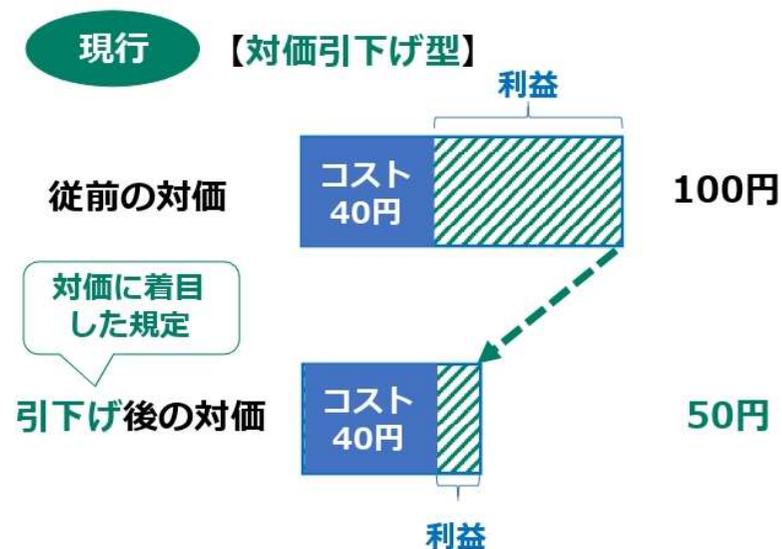
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



5. 基盤整備：補足資料① 下請法の改正（新名称：取適法）の概要

② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



5. 基盤整備：補足資料① 下請法の改正（新名称：取適法）の概要

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



5. 基盤整備：補足資料① 下請法の改正（新名称：取適法）の概要

④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

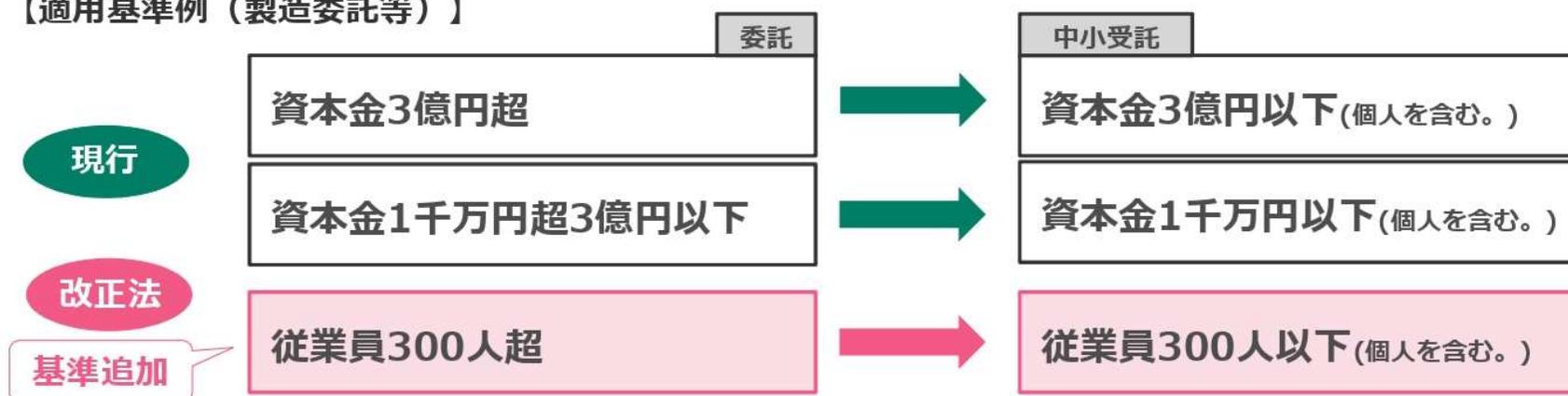
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



5. 基盤整備：補足資料① 下請法の改正（新名称：取適法）の概要

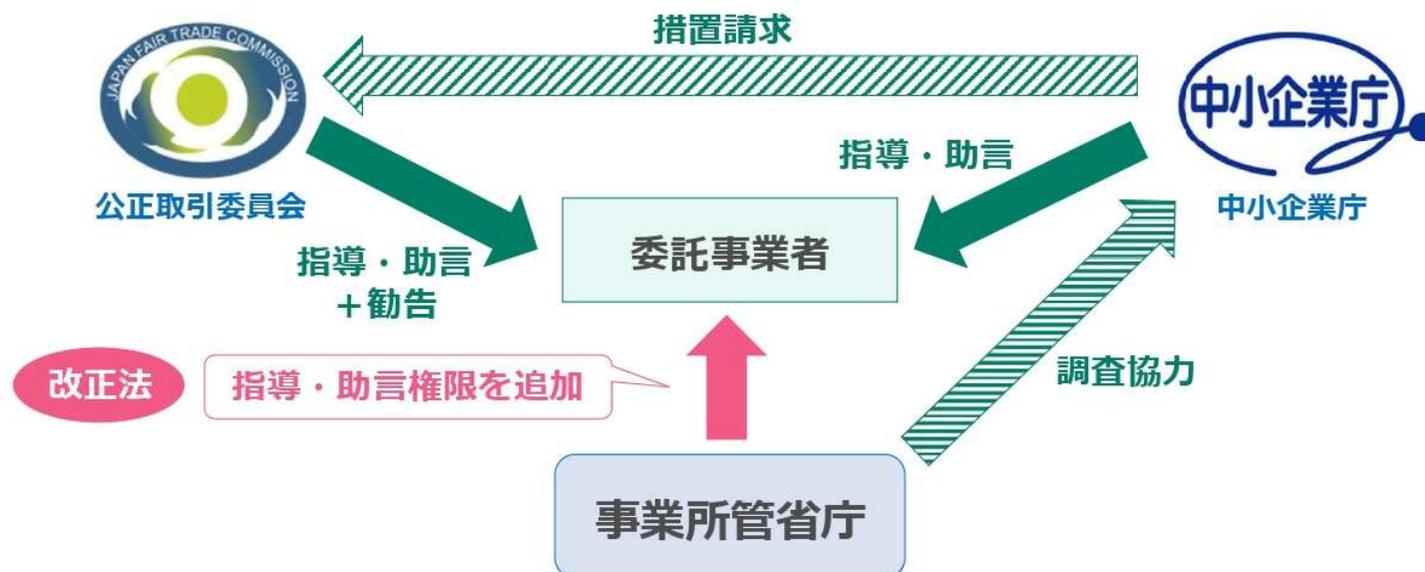
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



5. 基盤整備：補足資料① 下請法の改正（新名称：取適法）の概要

⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

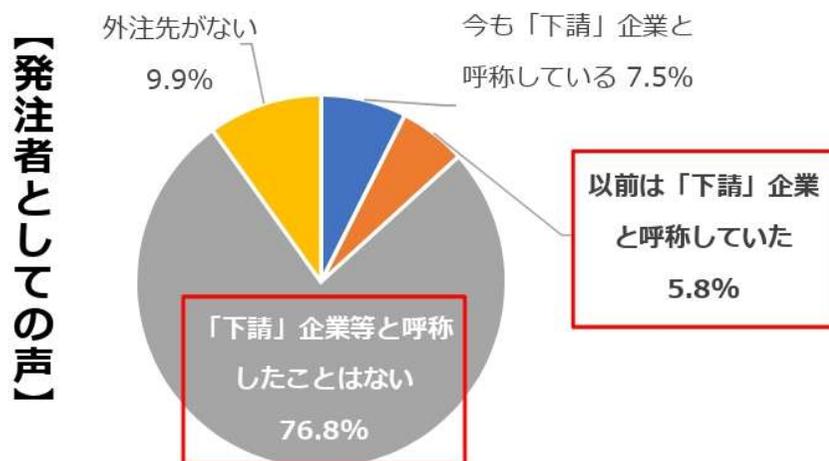
- 本法における「下請」という用語は、**発注者と受注者が対等な関係ではないという語感**を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、**発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。**

改正内容

- ◆ 用語について、**「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正**する。
- ◆ 法律の題名も、**「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正**する。

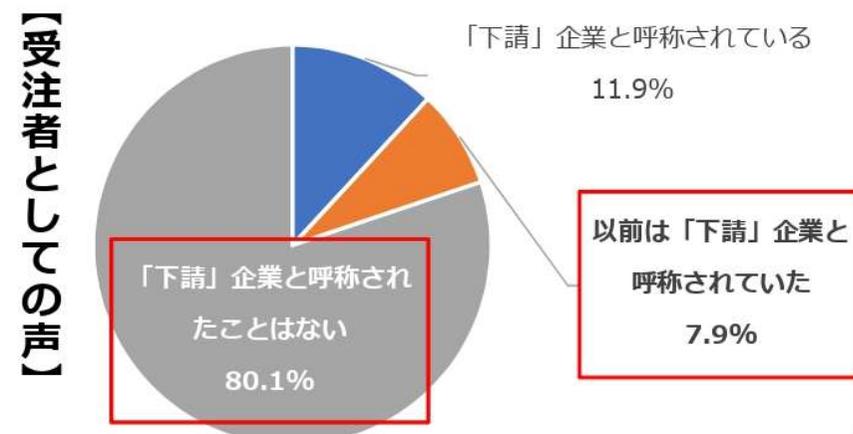
外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無

(n=3,583)



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無

(n=3,583)



5. 基盤整備：補足資料① 下請法の改正（新名称：取適法）の概要

⑦ その他の改正事項

改正理由

- 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、**木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない。**
- 書面交付義務について、**下請事業者から事前の承諾を得たときに限り**、書面の交付に代えて、**電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる。**
- 下請代金の**支払遅延については**、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、**遅延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない。**
- 受領拒否等をした親事業者が**勧告前に受領等をした場合**や、支払遅延をした親事業者が**勧告前に代金を支払った場合**に、**勧告ができるかどうか**が規定上明確となっていない。

改正内容

- ◆ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、**金型と同様に製造委託の対象物として追加**する。
【新第2条第1項関係】
- ◆ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により提供可能**とする。
【新第4条関係】
- ◆ **遅延利息の対象に減額を追加**し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。
【新第6条第2項関係】
- ◆ **既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備**し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。
【新第10条関係】

5. 基盤整備：補足資料① 下請法の改正（新名称：取適法）の概要

●中小受託取引適正化法ガイドブック●

「下請法」は とりできほう 「取適法」へ

～知っておきたい制度改正のポイント～

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小企業庁

事業者の皆さんへ

禁止 一方的な価格決定
禁止 手形払い
禁止 法適用逃れ

令和8年1月1日施行
下請法・下請振興法が
取適法・振興法に変わります!

CHECK POINT 法改正に伴い名称変更・用語の見直しも!

下請法→中小受託取引適正化法(取適法) 親事業者→委託事業者
下請振興法→受託中小企業振興法(振興法) 下請事業者→中小受託事業者

取適法5つの改正ポイント	振興法4つの改正ポイント
① 協議に応じない一方的な価格決定の禁止	① 多段階の事業者が連携した取組への支援
② 手形払等の禁止	② 国・地方公共団体の責務規定新設
③ 適用基準に従業員基準を追加	③ 主務大臣による権限強化「勅発」
④ 対象取引に特定運送委託を追加	④ 適用対象の追加
⑤ 面的執行の強化	

改正内容の詳細は
WEBサイトを確認!

公正取引委員会
取適法・振興法
特設WEBサイト

中小企業庁
振興法
特設WEBサイト

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小企業庁

5. 基盤整備：補足資料② 労務費転嫁指針の認知度

① 労務費転嫁指針のフォローアップ

《労務費転嫁指針の認知度》（※1）



（※1）発注者・受注者の立場を問わず、指針について「知っていた」か否かの割合。都道府県別にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（※2）



（※2）受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

5. 基盤整備：賃上げできる環境整備④労働組合の取り組み

○連合の方針における「基盤整備の取り組み」

- ①連合の「取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト」を活用して、自社の取り組み状況を点検し、適切な価格転嫁・適正取引を促す。
- ②要望に応じて「適正な価格転嫁・適正取引のための出前相談会」を企画する。
- ③労働組合の立場からも「パートナーシップ構築宣言」のさらなる拡大と実効性強化に取り組む。
- ④自主行動計画や業種ガイドラインの改訂・新設などを働きかける。
- ⑤政府・政党や経営者団体との懇談会などを実施する。
- ⑥地方版政労使会議などの場を活用し、機運の醸成に取り組む。

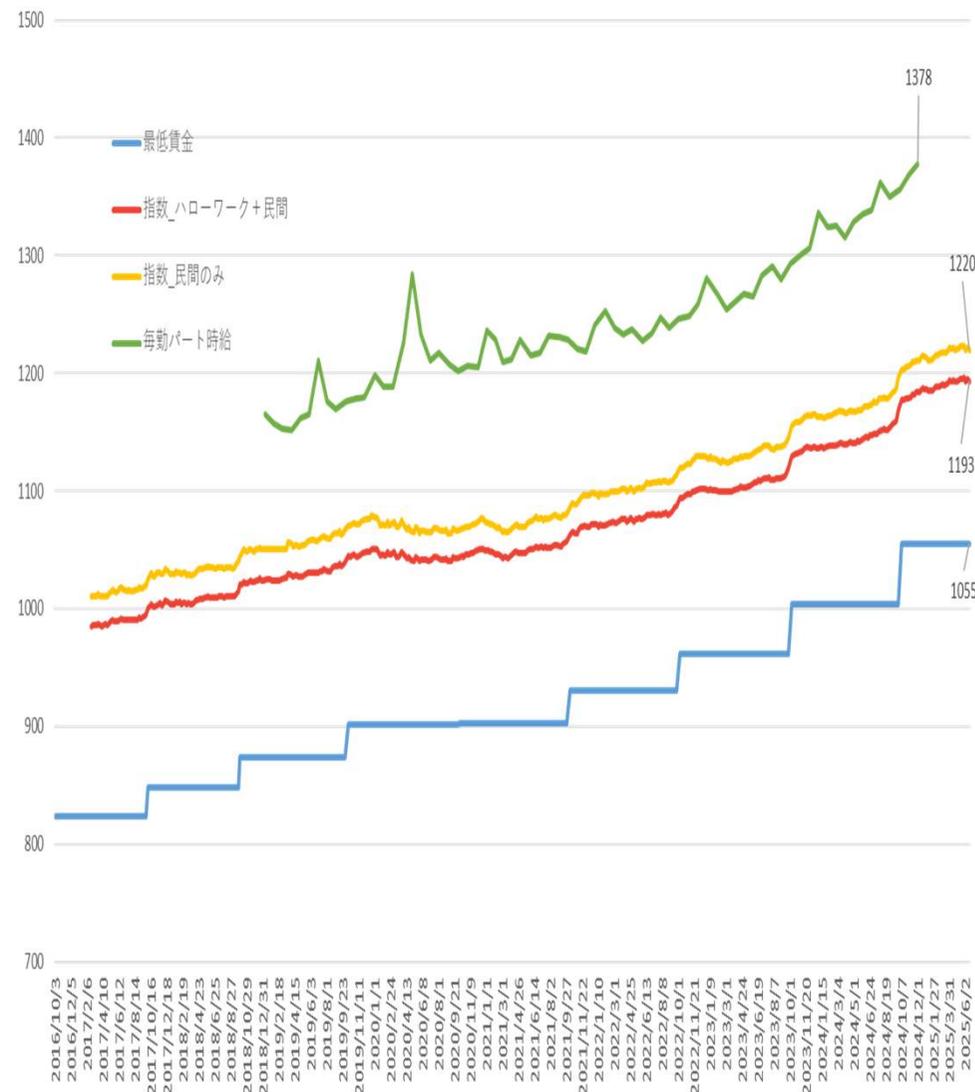
6. 賃金の「格差是正」雇用形態間格差の是正

① 7%を目安に少なくとも地域別最低賃金の引き上げ率（6.3%）を上回る賃金引上げに取り組む。

② 有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、フルタイム労働者と同等に能力の高まりに応じた処遇の実現に取り組む。賃上げ・昇給等により、経験5年相当で時給1,450円以上をめざす。

※連合「賃金水準検討プロジェクト・チーム答申」（2024年7月19日）を踏まえ、2024闘争から代表銘柄を「経験5年相当」に見直した

＜求人募集賃金、平均時給、最低賃金の推移＞



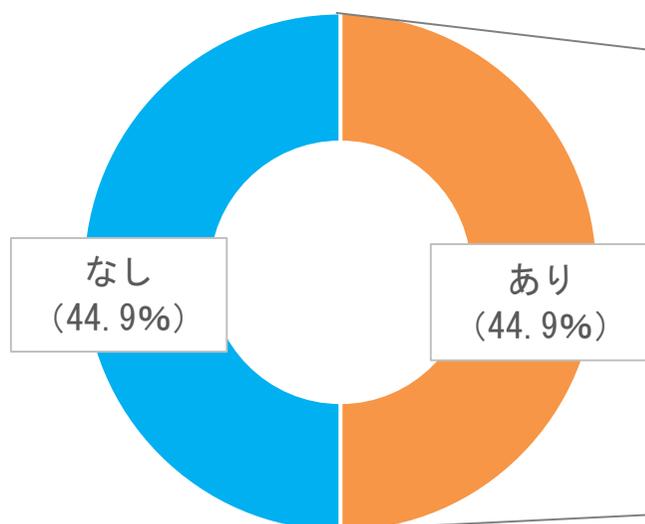
出所：厚労省「毎月勤労統計」、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」

6. 賃金の「格差是正」 企業内最低賃金

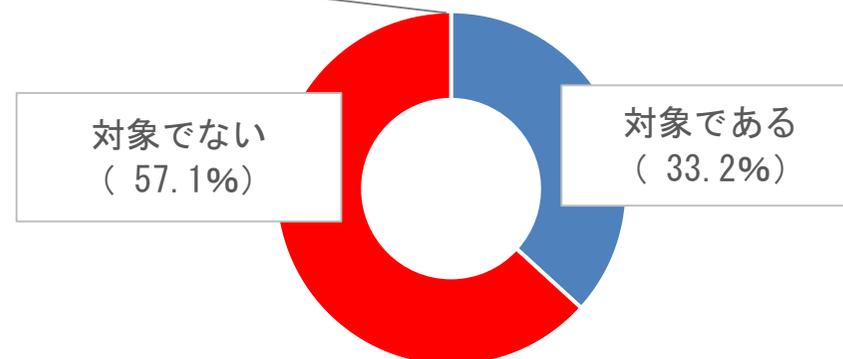
- 企業内のすべての労働者を対象に協定を締結する。
 - 締結水準は、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、**「時給1,300円以上」をめざす。**
- ※「連合リビングウェイジ2025（単身成人）」および高卒新規学卒者の所定内給与額を総合勘案して算出。

【企業内最低賃金協定の有無】

<協定の有無>



<短時間・契約等労働者も対象か>



(出所) 連合「2025年労働条件等の点検に関する調査報告書（全単組調査）」より連合作成

6. 賃金の「格差是正」 連合リビングウェイジとは

○連合は、労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために「最低限必要な賃金水準」を独自に試算（＝連合リビングウェイジ）。

○連合試算では、単身成人世帯では、**時間額で1,270円**。
⇒企業内最低賃金協定の目標：1,300円以上をめざす

連合リビングウェイジで考えた、単身世帯の生活イメージとは？

- ・原則として自炊（1日770円（朝3:昼3:夜4））
- ・外食は1月4,116円。
- ・住居は1K9.0畳。エアコン1台保有。
- ・洋服は量販店などで購入し、耐用年数を長め（例：スーツは6年）に設定。
- ・レジャー関係費（映画、カラオケなど）は1月3,047円。
- ・レジャーや買い物のための交通費は往復700円×月4回。
- ・テレビ、PC、スマホは所有。インターネットはスマホとのセット割（1ギガ→3ギガ）。



7. 主な取り組み日程

- 要求提出：原則として2月末まで
- 回答引き出し ※11/28共闘連絡会議代表者会議で確認予定
 - 先行組合回答ゾーン 3月16日（月）～19日（木）
 - 【ヤマ場 3月17日（火）～19日（木）】
 - 3月月内決着回答ゾーン 3月20日（金）～31日（火）
- 連合アクションの取り組みとも連動させて、すべての働く人に
2026 闘争の意義と目的などを広く社会に向けてアピールする
- 社会対話
 - 1～2月中心：地方版政労使会議
 - 1～3月：経営者団体との意見交換

ご清聴
ありがとうございました。

